

第2項 重点施策及び新規施策の評価結果

以下に、「重視すべき視点」のうち高齢者、子供、歩行者、自転車、生活道路毎にみた重点施策及び新規施策の成果と課題を示す。

(1) 評価結果の概要

高齢者の安全確保

- 高齢者について、人口 10 万人当たり交通事故死者数の平成 30 年～令和 2 年の 3 年間平均に対する令和 3 年～令和 5 年の 3 年間平均の増減率は 17.5%減少している。状態別にみると、歩行中の人口 10 万人当たり交通事故死者数の増減率は 15.0%減少、自転車乗用中の人口 10 万人当たり交通事故死者数の増減率は 24.5%減少、自動車乗用中の人口 10 万人当たり交通事故死者数の増減率は 18.5%減少している。
- 関連する施策として、「2(1)カ 高齢者に対する交通安全教育の推進」では高齢者を対象にした交通安全教育を実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、実施回数は 26.6%減少⁵、受講者数は 50.5%減少したが、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全確保に努めた。「4(1)ウ 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進」では高齢運転者による交通事故防止対策調査として、ペダル踏み間違い事故の要因に関する調査を行い、車両の安全対策に活かした。高齢者（第 1 当事者）のペダル踏み間違いによる事故件数（3.3%減少）、ペダル踏み間違い事故死者数（8.8%減少）ともに減少している。一方、高齢者（第 1 当事者）の追突事故件数（17.8%減少）は減少しているものの、高齢者（第 1 当事者）の追突事故の死者数（0.0%）は横ばいで推移しており、引き続き高齢運転者による交通事故防止対策に取り組む必要がある。

子供の安全確保

- 子供について、人口 10 万人当たり交通事故死者数の平成 30 年～令和 2 年の 3 年間平均に対する令和 3 年～令和 5 年の 3 年間平均の増減率は 32.0%減少している。状態別にみると、歩行中の人口 10 万人当たり交通事故死者数の増減率は 41.4%減少、自転車乗用中の人口 10 万人当たり交通事故死者数の増減率は 27.1%減少している。
- 関連する施策として、「1(1)ア 生活道路における交通安全対策の推進」では通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策を、「1(1)イ 通学路等における交通安全の確保」では定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組の支援等を実施した。「2(3)ウ 自転車の安全利用の推進」では、すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化等を内容とする改正道路交通法が公布されたことを機会に、自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を改正、自転車利用者に対し、関係機関・団体等が連携して、交通ルールの遵守等の広報啓発活動を推進した。子供の自転車乗用中（第 1 当事者）の法令違反有の交通事故件数（0.5%増加）は増加しており、特に「安全運転義務違反」、「指定場所一時不停止等」、「交差点安全進行義務違反」の違反が多く、今後、交通安全教育については、参加・体験・実践型の交通安全教育に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトや SNS 等の各種媒体の積極的活用等、時代に即した手法についても推進する必要がある。

⁵ 平成 30 年（度）～令和 2 年（度）の 3 年間平均（第 10 次交通安全基本計画の期間）に対する令和 3 年（度）～令和 5 年（度）の 3 年間平均（第 11 次交通安全基本計画の期間）の増減割合。以降同様。

歩行者の安全確保と遵法意識の向上

- 歩行者について、人口 10 万人当たり交通事故死者数の平成 30 年～令和 2 年の 3 年間平均に対する令和 3 年～令和 5 年の 3 年間平均の増減率は 15.6%減少している。年齢別にみると、高齢者が 15.0%減少、その他の年齢（16-64 歳）が 19.6%減少、子供が 41.4%減少している。
- 関連する施策として、「2(3)イ 横断歩行者の安全確保」では、歩行者に対して横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守る交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、飛び出すことなく安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す交通安全教育等を推進した。令和 5 年中の歩行中死者数は 973 人と前年より増加した上、約 6 割が横断中に事故に遭っており、引き続き、横断歩行者の安全確保について推進する必要がある。

自転車の安全確保と遵法意識の向上

- 自転車について、人口 10 万人当たり交通事故死者数の平成 30 年～令和 2 年の 3 年間平均に対する令和 3 年～令和 5 年の 3 年間平均の増減率は 19.0%減少している。年齢別にみると、高齢者が 24.5%減少、その他の年齢（16-64 歳）が 8.7%減少、子供が 27.1%減少している。その他の年齢（16-64 歳）は令和 4 年以降増加しており、多様なモビリティの普及に伴う事故の状況も踏まえ⁶、今後の推移を注視する必要がある。
- 関連する施策として、「2(3)ウ 自転車の安全利用の推進」では、上記「② 子供の安全確保」で記載した取組を実施した。「1(9)ア 安全で快適な自転車利用環境の整備」では交通状況に応じ、自転車道や自転車専用通行帯、矢羽根型路面表示などを設置し、自転車ネットワークを整備することにより、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境を創出した。「5(1)ア(ウ) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進」では自転車利用者による交通違反が行われた場合において、警告に従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときは、交通切符等を活用した取締りを推進し、令和 5 年は 4 万 4,207 件検挙した（37.6%増加）。自転車（第 1 当事者）の法令違反有の交通事故件数は、いずれの年齢区分でも「安全運転義務違反」、「指定場所一時不停止等」、「交差点安全進行義務違反」が多く、今後も引き続き、悪質・危険な行為に対する適切な指導取締りを推進していく必要がある。

生活道路における安全確保

- 生活道路について、人口 10 万人当たり交通事故死者数の平成 30 年～令和 2 年の 3 年間平均に対する令和 3 年～令和 5 年の 3 年間平均の増減率は 16.2%減少している。道路形状別にみると、交差点は 21.1%、単路は 13.0%減少しているのに対し、踏切は 13.1%増加しており課題がある。
- 関連する施策として、「1(1)ア 生活道路における交通安全対策の推進」では、通過交通の抑制等が必要な地区に対して、最高速度 30km/h の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制を実施する「ゾーン 30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、歩行者・自転車利用者の交通安全対策を推進した。また、令和 3 年 8 月から、最高速度 30km/h の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図っている。令和 5 年度末までに、全国で 128 か所において短期対策が完了した。加えて、

⁶ 令和 5 年 7 月 1 日より、改正道路交通法の一部施行により、電動モビリティのうち、最高速度 20km/h 以下（速度抑制装置で制御）等一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車」と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されている。令和 5 年 7 月～令和 6 年 8 月の特定小型原動機付自転車に関連する交通事故件数は 289 件（死者数 1 人）で、令和 5 年 7 月以降、増加傾向にある。

「1(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化」では、高規格幹線道路⁷から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、生活道路における通過交通を排除し、道路の適切な機能分化を推進した。さらに「1(4)イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」では、安全上課題のある踏切において、バリアフリー対策を含めた歩行者等への安全な通行空間の確保対策を推進した。引き続き、安全上課題のある踏切の対策を推進する必要がある。

⁷ 自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。

(2) 各重点施策及び新規施策の評価結果

1. 道路交通環境の整備
 (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 ア 生活道路における交通安全対策の推進

計画に記載されている概要

・通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策による子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保等

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1	備考	担当府省庁			
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3				R4	R5	R2→R5 注2
	高齢者		警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	年度	警察庁
	歩行者		国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	1,785,752	2,047,153	2,065,453	2,110,940	2,118,262	3.5%	14.4%	年度	国土交通省
	子供	インプット	国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費)	百万円	1,753,870	1,439,530	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572	836,374	727,746	631,128	581,731	549,190	-24.5%	-28.2%	年度	国土交通省
	歩行者		国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,045,953	1,084,057	1,094,749	1,100,234	1,105,736	1,111,766	1,040,587	784,722	853,984	815,570	851,453	8.5%	-14.2%	年度 H24補正予算に おいて削減	国土交通省
	歩行者		LED式車両用灯器の整備数 (ストック)	灯	458,447	514,320	568,399	610,339	653,669	695,490	733,073	768,638	801,215	840,128	869,813	901,308	944,877	12.5%	12.7%	年度	警察庁
	歩行者		LED式歩行者用灯器の整備数 (ストック)	灯	279,166	329,854	370,400	411,078	450,218	497,342	529,978	559,819	592,226	626,065	656,885	690,324	735,299	17.4%	17.1%	年度	警察庁
	歩行者		道路標識(可変式)の整備数 (ストック)	本	14,993	14,375	13,773	13,316	12,901	12,116	11,829	11,297	10,441	9,984	9,641	9,306	8,746	-12.4%	-12.7%	年度	警察庁
	歩行者	アウトプット	道路標識(固定式)の整備数 (ストック)	本	6,499,755	6,493,930	6,426,237	6,308,552	6,301,460	6,170,676	6,158,845	6,148,431	6,126,925	6,108,043	6,087,587	6,006,432	5,965,006	-2.3%	-1.8%	年度	警察庁
	歩行者		ゾーン30の整備箇所数(フロー)	件	58	397	656	717	662	615	302	242	215	168	156	101	73	-56.5%	-47.2%	年度	警察庁
	歩行者		生活道路対策エリアの登録箇所数(ストック)	件	-	-	-	-	-	268	487	907	1,208	1,251	-	-	-	-	-	年度 ①	国土交通省
	歩行者		ゾーン30プラスの整備計画策定箇所数(ストック)	地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	122	192	-	-	年度 R6.3末現在	国土交通省 警察庁
	歩行者		平均通過速度(フロー)	km/h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度 ②	警察庁 国土交通省
	歩行者	1次アウトカム	通過交通量(フロー)	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度 ③	警察庁 国土交通省

職員5.5m未満の道路における高齢者(第1当事者)の交通事故件数(フロ一)	30,408	29,773	29,786	28,791	27,805	26,375	26,310	24,584	23,172	18,909	18,973	18,626	19,203	1.6%	-14.8%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における高齢者の交通事故死者数(フロ一)	402	450	438	395	435	381	392	390	355	319	281	303	272	-14.7%	-19.5%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における高齢者の交通事故重傷者数(フロ一)	4,465	4,367	4,231	3,994	3,799	3,645	3,670	3,428	3,174	2,765	2,589	2,539	2,525	-8.7%	-18.3%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における子ども(第1当事者)の交通事故件数(フロ一)	3,160	2,895	2,741	2,384	1,975	1,762	1,779	1,525	1,585	1,154	1,293	1,360	1,477	28.0%	-3.1%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における子どもの交通事故死者数(フロ一)	29	25	29	15	20	18	17	19	9	7	7	3	7	0.0%	-51.4%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における子どもの交通事故重傷者数(フロ一)	1,218	1,155	1,087	961	790	719	768	605	592	483	481	456	491	1.7%	-15.0%	年	警察庁
2次アウトカム 職員5.5m未満の道路における歩行者(第1当事者)の交通事故件数(フロ一)	579	580	544	459	388	330	304	269	270	197	170	163	151	-23.4%	-34.2%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における歩行中の交通事故死者数(フロ一)	185	203	192	165	203	155	158	174	134	115	104	129	127	10.4%	-14.9%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における歩行中の交通事故重傷者数(フロ一)	2,184	2,145	2,119	1,995	1,844	1,847	1,834	1,824	1,683	1,454	1,466	1,377	1,444	-0.7%	-13.6%	年	警察庁
職員5.3m未満の道路における自転車(第1当事者)の交通事故件数(フロ一)	9,831	9,526	8,887	8,225	7,089	6,612	6,952	6,737	7,402	6,522	7,133	7,834	8,322	27.6%	12.7%	年	警察庁
職員5.5m未満の道路における自転車乗用中の交通事故死者数(フロ一)	136	145	145	123	155	147	141	111	125	129	95	95	85	-34.1%	-24.7%	年	警察庁
職員5.3m未満の道路における自転車乗用中の交通事故重傷者数(フロ一)	3,847	3,611	3,270	3,170	2,851	2,650	2,752	2,611	2,558	2,214	2,235	2,197	2,246	1.4%	-9.5%	年	警察庁
生活道路におけるハンブの設置等による死傷事故抑止率(フロ一)	-	-	-	-	-	-	-	-	33%	59%	-	-	-	-	-	年	国土交通省

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt.」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

内容(事例等)	
種類	該当
先端技術の活用推進	○ ビッグデータを活用した交通安全対策立案
きめ細かな対策	○ ビッグデータを活用した潜在的な危険個所の把握
地域一体の対策	○ 地域住民の意見を踏まえたゾーン30の整備
令和3年度から令和5年度までに行なった施策を踏まえた評価	
<p>・通過交通の抑制等が必要な地区に対して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制や「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、歩行者・自転車利用者の交通安全対策を推進した。</p> <p>・令和3年8月から、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンブ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図っている。令和5年度までに、全国で192か所において整備計画を策定し、うち128か所において短期対策が完了した。</p> <p>・令和3年度から令和5年度までの間に、特定交通安全施設等整備事業において、交通安全施設等を整備した。</p> <p>・科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出したエリアにおいて、国、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図った。</p> <p>・歩道の設置等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、交通規制を実施する都道府県公安委員会と連携し、車両の速度低下を促すハンブ・狭窄等の設置や車両の進入抑制を促すライジングボラードの設置といった生活道路のエリアにおける交通安全対策を実施した。</p>	
備考	
<p>①「ゾーン30プラス」への施策の切り替えにより「生活道路対策エリア」の箇所数は現在集計していない。</p> <p>②「ゾーン30」に物理的デバイスを組み合わせ「ゾーン30プラス」として整備した香川県高松市伏石地区(令和5年度整備)では、整備前後の平均通過速度を比較したところ、0.5km/h低下し、30km/hを超過した車両の割合は約2.2%減少した。</p> <p>③上記地区における通過交通量について、約36%の抑制効果が認められた。</p> <p>④</p> <p>生活道路対策エリアは、目標年であるH32年(2020年)時点で指定されている生活道路対策エリアのうちハンブの設置等の対策を実施したエリアについて、死傷事故抑止率を算出。「ゾーン30プラス」該当箇所は、随時追加され、また交通事故のデータ収集に時間を要するため、実績を記載できない。</p> <p>・ゾーン30の整備前年度の1年間と整備翌年度の1年間における交通事故発生件数の比較(令和4年度末までに全国で整備した「ゾーン30」J4,288か所)における比較)</p> <p>全事故8,008件→6,191件(22.7%減)</p> <p>うち対歩行者自転車事故3,818件→3,135件(17.9%減)</p>	
評価府省庁	
警察庁	
警察庁	
国土交通省	
警察庁	
国土交通省	
国土交通省	
記入府省庁	
国土交通省	
警察庁	
国土交通省	
警察庁	
国土交通省	
国土交通省	
警察庁	

1	(1)	イ	市町村	通学路の安全確保のための推進体制を構築している市町村数(ストック)	31,848	32,753	33,009	33,203	33,467	31,686	31,709	31,649	30,834	30,830	1,722	1,717	-	調査中	-	H2324年は体制未構築のため「ターナル」R4年以降は、隔年調査	文部科学省
			基	押しボタン式信号機の整備数(ストック)	954,542	976,463	982,507	989,162	999,086	1,006,283	1,012,279	1,019,470	1,024,900	1,030,579	1,028,778	1,041,671	1,046,296	1.5%	警察庁		
			灯	歩行者用灯器の整備数(ストック)																	
			アウトプット	通学路における歩道等の整備率(ストック)	52%	53%	54%	55%	56%	56%	57%	58%	59%	59%	59%	60%	60%	1.0%pt	1.7%pt		国土交通省
			%	通学路における歩道等の整備率(第5次社重)(ストック)	-	-	-	-	-	-	-	-	53%	54%	55%	55%	56%	2.0%pt	1.8%pt		国土交通省
			%	通学路対策実施箇所(フロー)																	第5次社重ベアス
			1次アウトカム	通学路対策実施箇所(フロー)																	
			カム	児童生徒の通行目的(通学等)による歩行中の交通事故件数(フロー)	3,783	3,825	3,551	3,145	3,015	2,771	2,900	2,673	2,420	1,883	2,038	1,918	2,176	15.6%	-12.1%	年①	警察庁
			人	児童生徒の通行目的(通学等)による歩行中の交通事故死者数(フロー)	14	15	7	13	6	12	7	8	9	2	10	3	3	50.0%	-15.8%	年①	警察庁
			人	児童生徒の通行目的(通学等)による歩行中の交通事故重傷者数(フロー)	368	389	411	340	329	305	355	261	263	198	236	173	232	17.2%	-11.2%	年①	警察庁
			人	児童生徒の通行目的(通学等)による自転車乗用中の交通事故件数(フロー)	16,285	15,274	13,814	12,388	11,008	10,230	10,844	10,330	9,691	7,641	8,706	8,497	8,968	17.4%	-5.4%	年①	警察庁
			人	児童生徒の通行目的(通学等)による自転車乗用中の交通事故死者数(フロー)	20	12	14	8	9	9	5	13	0	4	6	5	3	-25.0%	-17.6%	年①	警察庁
			人	児童生徒の通行目的(通学等)による自転車乗用中の交通事故重傷者数(フロー)	788	772	696	682	576	519	628	535	536	377	465	416	484	28.4%	-5.7%	年①	警察庁
			人	地域住民の交通安全意識(フロー)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	②	国土交通省
			人	児童生徒以外の交通事故死者数(フロー)	4,536	4,304	4,261	3,997	4,003	3,814	3,607	3,426	3,141	2,766	2,567	2,569	2,630	-4.9%	-16.8%	年①	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%の差」[%pt.]にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

内容(事例等)	
種類	該当
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域一体の対策	○
児童、保護者等通学路を実際に利用している者が参加する通学路合同点検の実施	
令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価	
<p>・地域での見守りの目を増やし、見守りの質を向上させるため、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、見守りの核となるスクールガード・リーダー及び学校安全ボランティアであるスクールガードの活動及び育成講習会等の実施の支援を行っている。令和5年時点において、スクールガード・リーダーの配置人数は約1,522人で、配置している教育委員会から子供の安全性が高まったとの感謝の声寄せられた。また、専門性を生かした交通安全教室等を通じて教員が適切に指導できるようになっている。引き続きスクールガード・リーダーを増員し、子供の安全が確保されるよう取り組みが必要がある。</p> <p>・令和3年6月に千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突する交通事故が発生したことを受け、小学校の通学路を対象に合同点検を実施して7万6,404箇所を対象に早期に対策が完了するよう取り組みが必要がある。</p> <p>・通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進した。</p> <p>・高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンブ・狹さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進した。</p>	
記入府省庁	
警察庁	
国土交通省	
評価府省庁	
文部科学省	
文部科学省	
国土交通省	
警察庁	
文部科学省	
国土交通省	
警察庁	
国土交通省	
警察庁	
記入府省庁	
警察庁	
国土交通省	
①児童生徒とは、就園児、小学生、中学生、高校生をいう。	
②通学路の安全確保に資する街頭指導・啓発や安全教育等により、地域住民の交通安全意識が向上したと考えられる。	

(イ) 駐車違反に対する取締の強化等

インプット	警察庁の予算 百万円	6	6	6	6	4	4	4	3	3	3	3	3	3	11.5%	1.6%	警察庁
アウトプット アウトプット (フロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	-23.0%	-22.9%	警察庁
1次アウト カム	%	-	-	-	15.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府 ①
1次アウト カム	%	-	-	-	-	14.3%	-	-	-	-	-	19.6%	-	-	-	-	内閣府 ②
人口10万人当たりの横断中の 高齢歩行者(第1・第2当事者) の交通事故件数(フロー)	件	40.59	38.23	35.91	33.50	32.48	30.89	29.62	27.74	25.49	22.51	21.29	21.14	22.20	-1.4%	-14.7%	警察庁
人口10万人当たりの横断中の 高齢歩行者の交通事故死者数 (フロー)	人	2.92	2.89	2.66	2.45	2.42	2.20	2.09	1.83	1.63	1.49	1.44	1.45	1.35	-9.6%	-14.5%	警察庁
人口10万人当たりの横断中の 高齢歩行者の交通事故重傷者 数(フロー)	人	10.66	10.42	10.14	9.50	9.43	9.35	9.31	8.78	8.56	7.58	7.25	7.21	7.64	0.8%	-11.3%	警察庁
生活道路(幅員5.5m未満の道 路)における横断中の高齢歩行 者(第二当事者)の交通事故件 数(フロー)	件	2,423	2,389	2,347	2,270	2,324	2,247	2,253	2,090	2,008	1,720	1,718	1,656	1,742	1.3%	-12.1%	警察庁
生活道路(幅員5.5m未満の道 路)における横断中の高齢歩行 者(第二当事者)の交通事故死 者数(フロー)	人	56	66	55	48	57	43	49	47	38	37	27	45	29	-21.6%	-17.2%	警察庁
生活道路(幅員5.5m未満の道 路)における横断中の高齢歩行 者(第二当事者)の交通事故重 傷者数(フロー)	人	538	574	591	540	534	580	624	586	570	489	491	475	481	-1.6%	-12.0%	警察庁
人口10万人当たりの横断中の 歩行者(第1・第2当事者)の交 通事故件数(フロー)	件	29,833	28,800	27,009	25,344	24,955	23,522	23,072	21,688	19,999	16,922	16,544	16,722	18,172	7.4%	-12.2%	警察庁
人口10万人当たりの横断中の 歩行者の交通事故死者数(フ ロー)	人	0.92	0.90	0.86	0.81	0.82	0.74	0.72	0.66	0.58	0.52	0.49	0.49	0.48	-7.3%	-16.9%	警察庁
人口10万人当たりの横断中の 歩行者の交通事故重傷者数 (フロー)	人	4.99	4.95	4.93	4.68	4.62	4.68	4.62	4.51	4.26	3.71	3.64	3.53	3.89	4.9%	-11.3%	警察庁
生活道路(幅員5.5m未満の道 路)における横断中の歩行者 (第二当事者)の交通事故件数 (フロー)	件	8,295	8,055	7,514	7,033	6,925	6,578	6,658	6,141	5,752	4,795	4,968	4,864	5,255	9.6%	-9.6%	警察庁
生活道路(幅員5.5m未満の道 路)における横断中の歩行者 (第二当事者)の交通事故死者 数(フロー)	人	70	87	67	65	69	51	57	60	42	40	32	52	34	-15.0%	-16.9%	警察庁
生活道路(幅員5.5m未満の道 路)における横断中の歩行者 (第二当事者)の交通事故重傷 者数(フロー)	人	1,113	1,108	1,141	1,019	980	1,037	1,058	1,038	978	815	847	782	828	1.6%	-13.2%	警察庁

道路横断中の車いす関連事故 件数(フロー)	151	141	139	139	126	121	120	133	109	100	93	103	97	-3.0%	-14.3%	年	警察庁
--------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	----	-------	--------	---	-----

注1:評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種 類	該 当	内 容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策		
令和3年度から令和5年度までにを行った施策を踏まえた評価		
(ア) 平坦性が確保された幅の広い歩道等の積極的な整備等		警察庁
・令和3年度から令和5年度の間に、特定交通安全施設等整備事業において、音響信号機等を整備し、障害者等の安全な横断経路を確保した。		警察庁
・バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善等のバリアフリー対策を推進した。		国土交通省
(イ) 駐車違反に対する取締の強化等		警察庁
・横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを推進するとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を推進し、令和3年から令和5年までの3年間で253万8,030件の放置車両確認標章の取付を実施した。今後も引き続き適切な取締りを推進していく。		警察庁
備考		
①「高齢者の日常生活に関する意識調査」にて5年に一度調査。R1年度は未実施。		記入府省庁 内閣府
②「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」にておよそ5年に一度実施。		内閣府

令和3年度から令和5年度までに行なった施策を踏まえた評価		評価府省庁
<p>・高規格幹線道路(自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。)から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進した。</p> <p>・高規格幹線道路等、事故率の低い道路の利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通の進入抑制を図り、歩行者、自転車中心の道路交通を形成した。</p> <p>・生活道路においては、通過交通の抑制等が必要な地区に対して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制を実施する「ゾーン30」を設定し、歩行者・自転車利用者の交通安全対策を推進した。</p> <p>・令和3年8月から、最高速度30キロメートル毎時の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図っている。令和5年度末までに、全国で192か所において整備計画を策定し、うち128か所において短期対策が完了した。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>国土交通省</p>	
備考		記入府省庁
①「ゾーン30プラス」への施策の切り替えにより「生活道路対策エリア」の箇所数は現在集計していない。		国土交通省

1. 道路交通環境の整備	1. 道路交通安全対策の推進	1. 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進		
ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進		

計画に記載されている概要

・事故ゼロプラン(事故の危険性が高い特定の区間の選定、地域住民への事故危険区間の注意喚起、事故要因に即した効果の高い対策の立案・実施、対策効果の分析・評価 等)の策定

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ											増減率(%) 注1	備考	担当府省庁					
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1				R2	R3	R4	R5	R2→R5 注2
1 (3)ア	高齢者・歩行者・自転車利用者	インプット	国土交通省の予算	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	1,785,752	2,047,153	2,065,453	2,110,940	2,118,262	3.5%	14.4%	国土交通省	
			道路関係予算(国費)																		
		アウトプット	国土交通省の予算	百万円	1,753,870	1,439,530	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572	836,374	727,746	631,128	581,731	549,190	-24.5%	-28.2%	国土交通省	
			社会資本整備総合交付金(国費)																		
		アウトプット	国土交通省の予算	百万円	-	-	1,045,953	1,084,057	1,094,749	1,100,234	1,105,736	1,111,736	1,040,587	784,722	853,984	815,570	851,453	8.5%	-14.2%	国土交通省	
			防災・安全交付金(国費)																		
		アウトプット	事故危険箇所の箇所数(ストック)	箇所	-	-	3,490	-	-	3,125	-	-	-	-	2,748	-	-	-	-	①	国土交通省
			事故危険箇所における死傷事故抑止率(フロー)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51%	58%	-	-	-	-	-	②

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt.」にて計算。
 注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種別	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進	○	ビッグデータを活用した交通安全対策立案
きめ細かな対策	○	ビッグデータを活用した潜在的な危険箇所の把握
地域一体の対策	○	「市民参加・市民との協働」などにより、重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」を推進

評価府省庁
国土交通省
国土交通省

備考
令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価
特に事故の発生割合の高い幹線道路の区間やビッグデータの活用により明らかになった潜在的な危険区間等を「事故危険箇所」に指定し、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置、防護柵・区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等を設置するなど、集中的な交通事故対策を推進した。
対策の効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより効率的・効果的に交通安全対策を実施できるよう、「選択と集中」、「市民参加・市民との協働」により重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」を推進した。
①平成25年7月指定、平成29年1月指定、令和4年3月指定。
②平成29年度～令和2年度の実績データは、事故危険箇所(平成29年1月指定)に対する当該年度までの死傷事故抑止率。

1. 道路交通環境の整備
 (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
 オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

計画に記載されている概要

交通管轄エリアの拡大
 ・信号機の集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良
 ・光ビームの整備拡充等

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点		評価指標 種類・名称	単位	実績データ												増減率(%)	年・ 年度	備 考	担当 府省庁	
	高 速 車 道 車 道	生 活 道 路			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4					R5
			インプット	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	特定交通 安全施設 等整備事 業に係る 予算の内 数	警察庁
			アウトプット	件	-	-	-	4,718	4,523	4,137	3,975	4,950	5,412	4,099	3,889	4,214	-22.1%	-14.9%	H27以前は 算出方法が 異なるため 記載なし。	警察庁	
			アウトプット	基	-	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	16,250	17,421	18,410	18,988	19,253	10.5%	16.9%	高度化光 ビームの 整備開始 が平成25 年度である ため、平成 24年度以 前は記載 なし。	警察庁
			1次アウト カム	万台	-	-	-	4,718	4,523	4,137	3,975	4,950	5,412	4,099	3,889	4,214	-22.1%	-14.9%	H27以前は 算出方法が 異なるため 記載なし。	警察庁	
			VICS車載器の出荷数(フ ロー)	万台	3,367	3,756	4,209	4,626	5,029	5,452	5,895	6,344	6,776	7,154	7,858	8,217	14.9%	16.3%	一般財団 法人道路 交通情報 センターの 把握してい るVICS車 載器出荷 台数	国土交通省 警察庁	

実施名	1. 道路交通環境の整備
	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実

計画に記載されている概要

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1		備考	担当府省庁		
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			R2→R5 注2	H30→R5 注2
1 (5) ○	高齢者・歩行者・自転車・自動車・生活道路	国土交通省の予算 地域公共交通関係予算	インプット	百万円	30,530	30,577	31,898	31,909	35,765	27,752	22,488	23,461	25,323	25,204	49,393	48,595	47,192	87.2%	96.2%	予算の内 数	国土交通省
		地域公共交通連携計画を 策定した自治体の数(～H26) (ストック)	件	494	510	564	601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地域公共 交通活性化 再生法の 改正に より、H26 以降は地 域公共交 通網形成 計画(R2以 降は地域 公共交通 計画)の策 定件数を 記載
1 (5) ○	高齢者・歩行者・自転車・自動車・生活道路	地域公共交通計画(旧地域公 共交通網形成計画)の策定件 数(H26～)(ストック)	アウトプット	件	-	-	-	30	159	273	410	500	585	618	714	835	1,021	65.2%	50.9%		国土交通省
		地域公共交通特定事業の実施 計画の認定件数(ストック)	件	2	2	3	9	14	27	36	46	51	55	63	76	99	80.0%	56.6%			国土交通省
1 (5) ○	高齢者・歩行者・自転車・自動車・生活道路	新たなモビリティサービスに係 る取組が行われている地方公 共団体の数(フロー)		件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158.4%	107.6%	R2年度か ら調査を 実施	国土交通省
		地域の自動運転移動サービス の実証実験数(フロー)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62%	-	R4年度か ら開始	国土交通省

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
 注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R3～R5」は平成30年～令和5年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域一体の対策	

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価	
令和2年から始まったコロナにより大きな影響を受けていたことから、当該期間においては、経営支援等を重点的に行ったところであり、具体的には、事業計画に基づく収益の回復・増加のための新たな取組に対する重点的な支援や新技術を活用した感染症対策に対する支援等を行った。	
評価府省庁	国土交通省

1. 道路交通環境の整備
(7) 無電柱化の推進

計画に記載されている概要

- ・新たな無電柱化推進計画を策定し、関係事業者と連携して無電柱化の推進
- ・地上機器の小型化による歩行者の安全性確保等の取組の推進

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ												増減率(%) 注1		年・年度	備考	担当府省庁		
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				R5	R2→R5 注2
	高年齢者	インフラ	国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	1,785,782	2,047,153	2,065,453	2,110,940	2,118,262	3.5%	14.4%	予算の内 年度 数	国土交通省
	歩行者		国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費)	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	836,374	727,746	631,128	581,731	549,190	-24.5%	-28.2%	予算の内 年度 数	国土交通省
	自転車利用者		国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1,040,587	784,722	853,984	815,570	851,453	8.5%	-14.2%	予算の内 年度 数 H24補正予算に おいて創設	国土交通省
			経済産業省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	託送料金と して措置	経済産業省
			総務省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	211	231	277	329	340	47.2%	42.7%	情報通信 技術利用 環境整備 費の内数 R1年度か ら調査を 実施	総務省
			電柱倒壊のリスクがある市街地 等の緊急輸送道路における無 電柱化着手率(ストック)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	38%	40%	41%	43%	45%	5.0%pt	4.0%pt	R元年度から 着手率を算 出	国土交通省
1(7)			アウトプット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当データ なし	経済産業省
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当データ なし(①)	総務省

種 類	該 当	185	203	192	165	203	155	158	174	134	115	104	129	127	10.4%	-14.9%	警察庁
2次アウトカム	雇員5.5m未満の道路における歩行中の交通事故死者数(フロア)	185	203	192	165	203	155	158	174	134	115	104	129	127	10.4%	-14.9%	警察庁
	雇員5.5m未満の道路における歩行中の交通事故重傷者数(フロア)	2,184	2,145	2,119	1,995	1,844	1,847	1,834	1,824	1,683	1,454	1,466	1,377	1,444	-0.7%	-13.6%	警察庁
	雇員5.5m未満の道路における自転車乗用中の交通事故死者数(フロア)	136	145	145	123	155	147	141	111	125	129	95	95	85	-34.1%	-24.7%	警察庁
	雇員5.5m未満の道路における自転車乗用中の交通事故重傷者数(フロア)	3,847	3,611	3,270	3,170	2,851	2,650	2,752	2,611	2,558	2,214	2,235	2,197	2,246	1.4%	-9.5%	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項		内容(事例等)	
種類	該当		
先端技術の活用推進			
さめ細かな対策			
地域一体の対策			
令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価			
<ul style="list-style-type: none"> ・近年頻発する災害や高齢化等により一層対応するため、令和3年5月に新たな無電柱化推進計画を策定し、安全・円滑な交通確保を目的にバリアフリー法に基づく特定道路等で無電柱化を推進した。また、令和4年4月に関係省庁(国土交通省、資源エネルギー庁、総務省)が連携して新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策をとりまとめた。 ・市街地開発事業等における無電柱化の推進に向けて、託送供給等約款の改正を行い、一般送配電事業者が一定程度(約1/3:地上機器・電線等)にかかる費用を負担する仕組みを構築した。 ・下水道管を利用した光ファイバの敷設における技術的・制度的な課題の把握及び実環境における下水道管を利用した実証実験を行い、無電柱化を推進するための低コスト手法の確立に向けての取組を行った。 			
		評価府省庁	
		国土交通省	
		経済産業省	
		総務省	
備考			
①本事業は、無電柱化を推進する観点から、下水道管を利用した光ファイバ敷設に関する技術的・制度的な課題の整理や低コスト手法の確立等について令和6年度まで調査検討を行うこととしているため。			
		評価府省庁	
		総務省	

内容(事例等)		評価府省庁
種類	該当	
先端技術の活用推進 さめ細かな対策 地域一体の対策		
令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		
ア	<p>安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な自転車利用環境の整備 ・自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐停車面については、取締りを積極的に推進した。今後も引き続き適切な取締りを推進していく。 ・交通状況に応じ、自転車道や自転車専用通行帯(平成30年度末:492.9km→令和5年度末:633.6km(+約29%))、矢羽根型路面表示などを設置し、自転車ネットワークを整備することにより、安全で快適な自転車利用環境を創出した。 ・平成28年7月に国土交通省と警察庁は共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を一部改定し、自転車ネットワークの整備、通行ルールの徹底等を推進した。 ・令和3年5月に閣議決定された自転車活用推進計画に基づき、車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等、安全で快適な自転車ネットワークの計画策定や整備を推進するため、国土交通省と警察庁は共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定作業を令和5年度から進めた。今後も引き続き、安全で快適な自転車利用環境の整備の推進を図る。 	警察庁 警察庁 警察庁 国土交通省
イ	<p>自転車等の駐車対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、自転車等の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、さめ細かな駐車規制に努めている。 ・社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による自転車等駐車場の整備等に対する支援を行った。また、「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」に基づき、自転車利用者へのニーズに応じた自転車駐車場の整備を推進した。今後も引き続き、自転車等駐車場の整備の推進を図る。 	内閣府 警察庁 国土交通省
備考		
①駅周辺における放置自転車等の実態等調査の予算。平成27年度までは内閣府にて2年ごとに実施。平成28年度以降は国土交通省に移管。		
		記入府省庁
		内閣府

イ 新交通管理システムの推進																				
インプット	警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	特定交通 安全施設 等整備事 業に係る 予算の内 数	警察庁	
																		高度化光 ビームの 整備開始 が平成25 年度である ため、平成 24年度以 前は記載 なし	警察庁	
	アウトプット	高度化光ビーム数(ストック) 基	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	16,250	17,421	18,410	18,988	19,253	10.5%	16.9%				
ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進																				
	インプット	警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	特定交通 安全施設 等整備事 業に係る 予算の内 数	警察庁
		国土交通省の予算	百万円	99	109	119	89	110	145	136	126	124	122	119	115	-7.3%	-7.8%	先進安全 自動車 (ASV)プロ ジェクトの 推進に係 る予算の 内数	国土交通省	

○	○	1 (100)	インプット	経済産業省の予算 百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,722	5,846	6,452	-	-	無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業予算の内数 開始が令和3年度であるため、令和2年度以前は記載なし	経済産業省
				総務省の予算 百万円	-	17,850	-	4,165	7,715	7,122	8,801	7,388	4,382	-38.5%	8.3%	「周波数ひっ迫対策技術試験事業」の予算の内数 平成30年度より、関連する技術試験事務を開始しているため、平成29年度以前は記載なし	総務省			
				信号情報活用運転支援システム(TSPS)を導入している都道府県数(ストック)	-	40	21	24	26	34	42	46	46	46	46	46	3.0%	0.0%	TSPSの導入開始が平成26年度であるため、平成25年度以前は記載なし	警察庁
				アウトプット ASV推進検討会の開催回数(フロー)	1	1	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	-20.0%	-		国土交通省
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	経済産業省
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	②	総務省

エ ETC2.0の展開																			
インプット	国土交通省の予算 百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	1,785,752	2,047,153	2,110,940	2,118,262	3.5%	14.4%	年度	道路関係 予算(国 費)の内数	国土交通省	
アウトプット	ITSスポット(ストック) 件	1,600	1,600	1,600	1,600	1,700	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	0.0%	0.0%	年度		国土交通省	
1次アウト カム	ETC2.0車載器の利用率(ストック) %	-	-	-	-	-	12.4%	16.1%	19.0%	22.9%	25.5%	30.0%	33.3%	7.8%pt	6.3%pt	年度	計上はH28 年から開始	国土交通省	
オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進																			
インプット	警察庁の予算 百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	年度	特定交通 安全施設 等整備事 業に係る 予算の内 数	警察庁
アウトプット	公共車両優先システム(PTPS) を導入している都道府県数(ス トック)	40	40	40	40	40	41	40	40	40	40	40	40	40	0.0%	0.0%	年度		警察庁
1次アウト カム	PTPSの対応車両台数(ストック) 台	-	10,229	10,153	10,083	10,084	10,485	11,087	10,532	9,923	10,367	10,354	9,944	9,648	-6.9%	-2.8%	年度	車両台数 の調査開 始が平成 24年度で あるため、 平成23年 度は記載 なし	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
ア	<p>道路交通情報通信システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通情報通信システム(VICS)について、サービスエリアの拡大、道路交通情報の充実、システムの高度化に向け、高度化光ビーコン・通信情報基盤の整備を全国の主要都市等において推進した。 ITSの一環として、運転者に渋滞状況等を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に行うとともに、全国の高速道路上を中心に設置されたETC2.0路側機を活用し、渋滞回避支援や安全運転支援等の情報提供の高度化を図り、交通の安全と円滑化に向けた取組を推進した。 	警察庁 国土交通省
イ	<p>新交通管理システムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの充実、キーインフラである高度化光ビーコンの整備等の施策の推進を図った。 	警察庁
ウ	<p>交通事故防止のための運転支援システムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事前に提供する信号情報活用運転支援システム(TSPS)を整備した。 先進安全自動車(ASV)推進検討会にて、令和3年度から令和7年度までの間に、通信・地図を活用した安全技術の実用化と普及に向けた共通仕様の検討を行っており、今後も継続して取り組んでいく。 令和3年9月に自動運転レベル4等先進モビリティサイバーセキュリティ研究開発・社会実装プロジェクト(Road to the L4)を立ち上げ、インフラ協調を活用した自動運転の実現に向けた検討を開始。令和3年度から5年度にかけて協調型システムの仕様検討等を実施。 5.9GHz帯へのV2X通信(自動車と様々なモノとの間の通信の総称)の周波数割当てに向けて、国際動向調査や既存無線システムとの周波数共用検討等を実施し、令和5年2月から開催した「次世代のITS通信・研究全」における検討等に参画した。同研究会中間取りまとめ(令和5年8月)において、5895～5925MHzを最大30MHz幅を目的にV2X通信向けに周波数割当てを検討することとされたことを踏まえ、同研究会において、新東名高速道路等における実証実験の実施を視野に、具体的な検討を行った。 	警察庁 国土交通省 経済産業省 総務省
エ	<p>ETC2.0の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月より本格的に車載器の販売が開始されたETC2.0は、令和6年3月末時点で、約1,142万台が出荷されている。ETC2.0では、事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援するほか、収集した速度データや、利用経路・時間データなど、多種多様な細かいビッグデータを活用して、料金施策や、生産性の高い物流など、道路を賢く使う取組を推進していく。 	国土交通省
オ	<p>道路運送事業に係る高度情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共車両優先システム(PTPS)の整備を行った。 	警察庁
備考		記入府省庁
①本事業は、自動運転支援にかかる路車協調システム等の技術的検討や実証を行う施策であり、特段定量的なアウトプット・アウトカムといった評価指標が存在しないため、入力が不可能。		経済産業省
②本技術試験事務は運転支援システムにかかる通信技術の技術的検討を行う施策であり、特段定量的なアウトプット・アウトカムといった評価指標が存在しないため、入力が不可能。		総務省

	交通情報板の整備数(ストック) 基	3,646	3,639	3,650	3,654	3,598	3,578	3,542	3,510	3,465	3,410	3,386	3,343	3,295	-3.4%	-3.5%	警察庁
	監視用テレビの整備数(ストック) 台	2,990	3,000	3,008	3,029	3,015	3,044	3,023	3,111	3,172	3,359	3,424	3,487	3,504	4.3%	8.0%	警察庁
	アウトプット 情報収集提供装置の整備数(ストック) 基	57,196	57,069	57,881	58,096	58,047	57,940	57,697	57,344	56,766	56,302	55,776	55,389	54,641	-3.0%	-2.7%	警察庁
	自動起動型信号機電源付加装置の設置数(ストック) 基	4,804	5,708	6,678	7,563	8,119	8,625	9,025	9,532	10,141	10,825	11,158	11,466	11,751	8.6%	12.7%	警察庁
○	交通情報板の整備数(ストック) 基	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	警察庁
	インプット 国土交通省の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省
	環状交差点の整備数(ストック) 箇所	-	-	43	55	65	75	87	101	126	140	155	161	178	27.8%	45.2%	警察庁
	アウトプット -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省
	交通情報板の整備数(ストック) 基	3,646	3,639	3,650	3,654	3,598	3,578	3,542	3,510	3,465	3,410	3,386	3,343	3,295	-3.4%	-3.5%	警察庁
	監視用テレビの整備数(ストック) 台	2,990	3,000	3,008	3,029	3,015	3,044	3,023	3,111	3,172	3,359	3,424	3,487	3,504	4.3%	8.0%	警察庁
	アウトプット 情報収集提供装置の整備数(ストック) 基	57,196	57,069	57,881	58,096	58,047	57,940	57,697	57,344	56,766	56,302	55,776	55,389	54,641	-3.0%	-2.7%	警察庁
	自動起動型信号機電源付加装置の設置数(ストック) 基	4,804	5,708	6,678	7,563	8,119	8,625	9,025	9,532	10,141	10,825	11,158	11,466	11,751	8.6%	12.7%	警察庁
	特定交通安全施設等整備事業に係る予算の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
	特定交通安全施設等整備事業に係る予算の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

内容(事例等)	
種類	該当
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	
令和3年度から令和5年度までに行なった施策を踏まえた評価	
ア 災害に備えた道路の整備	評価府省庁
・地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路路上にある橋梁の耐震対策を推進する。	国土交通省
・災害時に広域的な災害応急対策を実施するため、防災機能を有する「防災道の駅」の選定や「防災拠点自動車駐車場」の指定を行った。	国土交通省
イ 災害に強い交通安全施設等の整備	警察庁 警察庁
・信号機の滅灯による道路交通の混乱を防止するため、各都道府県の主要幹線道路や災害応急対策の拠点に連絡する道路等における信号機電源付加装置の整備を推進した。	警察庁
・オンライン接続された各都道府県警察の交通管制システムから詳細な交通情報をリアルタイムに警察庁に収集する広域交通管制システムを災害時の広域的な交通管理に活用した。	警察庁
ウ 災害発生時における交通規制	警察庁 国土交通省
・災害時の対応力の向上等が見込まれる環状交差点を適切な箇所へ導入した。	警察庁
・令和4年、警察庁と共同で作成した「ラウンドアウトのすすめ」をHPで公表した。	国土交通省
エ 災害発生時における情報提供の充実	警察庁 国土交通省
・民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に通行実績情報等の交通情報を提供するためのシステムを整備・運用した。	警察庁 国土交通省
記入府省庁	
※1 平成25年度から集計開始	国土交通省
※2 「大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強」の進捗率については、第4次社会資本整備重点計画から登録した指標	国土交通省
※3 「緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率」は、第5次社会資本整備重点計画から登録した指標	国土交通省

イ 違法駐車対策の推進 (ア) 地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りの推進等																								
インプット	警察庁の予算	百万円	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3	11.5%	8.0%	年度	出張検査 場における 車検拒否 制度の運 用	警察庁
アウトプット	確認事務を実施する警察署数 (フロー)		384	387	389	393	397	407	406	411	414	414	415	418	414	418	414	415	418	0.0%	0.6%	年度		警察庁
1次アウト カム	放置車両確認標章取付件数(フ ロー)		1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	780,829	844,598	912,603	1,014,064	-23.0%	-22.9%	年		警察庁
イ 違法駐車対策の推進 (イ) 使用者責任の追及等																								
インプット	警察庁の予算	百万円	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3	11.5%	8.0%	年度	出張検査 場における 車検拒否 制度の運 用	警察庁
アウトプット	滞納処分徴収件数(フロー)	件	15,736	17,086	16,549	17,177	16,311	16,427	14,933	13,976	13,091	9,919	10,032	9,377	9,372	9,372	10,032	9,919	10,032	-5.5%	-22.2%	年		警察庁
1次アウト カム	放置車両確認標章取付件数(フ ロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	780,829	912,603	1,014,064	912,603	-23.0%	-22.9%	年度		警察庁
ウ 駐車場等の整備 (ア) 駐車場整備計画の策定等																								
インプット	国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国 費)	百万円	-	-	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572	871,341	727,746	746,875	581,731	549,190	-	-	-	-	-24.5%	-24.5%	年度	予算の内 数 H23.24は 社会資本 整備総合 交付金とし て切り分け られないた め未記入	国土交通省
アウトプット	駐車場整備計画の策定件数 (ストック)	件	77	78	76	89	88	108	109	87	85	93	95	調査中	調査中	-	-	-	-	7.5%	-22.9%	年度	R4データ 集計中	国土交通省
1次アウト カム	放置車両確認標章取付件数(フ ロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	780,829	912,603	1,014,064	912,603	-23.0%	-22.9%	年		警察庁

ウ 駐車場等の整備 (イ) 附置義務駐車施設等の整備促進

インプット	国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国 費)	百万円	-	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572	871,341	727,746	746,875	581,731	549,190	-24.5%	-24.5%	国土交通省
アウトプット	自動車1万台当り駐車場台数 (ストック)	台	586.0	623.8	631.9	645.4	656.0	668.6	683.6	689.0	694.5	704.8	708.7	調査中	2.6%	国土交通省	
1次アフト カム	放置車両確認標章取付件数(フ ロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	-23.0%	-22.9%	警察庁
ウ 駐車場等の整備 (ウ) パークアンドライド等の普及のための環境整備																	
インプット	国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国 費)	百万円	-	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572	871,341	727,746	746,875	581,731	549,190	-24.5%	-24.5%	国土交通省
アウトプット	パークアンドライドの整備箇所 (ストック)	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省
1次アフト カム	放置車両確認標章取付件数(フ ロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	-23.0%	-22.9%	警察庁

ウ 駐車場等の整備 (工) 高速道路の休憩施設における駐車マスの拡充等

項目	単位	実績												予算の内 数	国土交通省		
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
国土交通省の予算 道筋関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	1,785,752	2,047,153	2,065,453	2,110,940	2,118,262	3.5%	14.4%	年度
インプット 国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国 費)	百万円	1,753,870	1,439,530	903,136	912,362	901,806	898,332	893,958	888,572	836,374	727,746	631,128	581,731	549,190	-24.5%	-28.2%	年度
国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,045,953	1,084,057	1,094,749	1,100,234	1,105,736	1,111,736	1,040,587	784,722	853,984	815,570	851,453	8.5%	-14.2%	年度
NEXCOC社の駐車マスの整備 数(ストック)	台	-	-	-	-	-	-	20	80,252	81,332	82,019	82,255	82,533	1.5%	1.8%	年度	
アウトプット [道の駅]を活用した休憩サー ビス(高速道路の休憩施設の不 足解消に向けた道の駅への一 時退出による社会実験)対象箇 所数(ストック)	箇所	-	-	-	-	3	20	20	20	23	23	23	29	29	26.1%	22.7%	年度
工 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚																	
インプット 警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度
アウトプット 地域交通安全活動推進委員の 委嘱数(フロー)	人	18,943	18,859	18,775	18,619	18,439	18,296	17,991	17,660	17,804	17,655	17,482	17,218	16,779	-5.0%	-3.1%	年度
アウトプット 放置車両確認標章取付件数(フ ロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,684,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	-23.0%	-22.9%	年

種 類	該 当	内 容(事 例 等)												評 価 府 省 庁
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	○	地域住民の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善												
ア きめ細かな駐車規制の推進		令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価												
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進した。 ・各地域における駐車需要の実態を把握の上、道路整備や社会情勢の変化を受けた道路環境及び自転車等を含む交通実態の変化等に加え、貨物自動車運転者の労働条件の改善が交通安全の確保に資することも踏まえつつ、道路管理者や地方公共団体に対して必要な協力を呼びかけながら、駐車場の効用に資する駐車規制見直しに努めている。 												警察庁 警察庁
イ 違法駐車対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域の実態に応じた取締り活動がドライブインによるメリハリを付けた取締りの推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動がドライブインによるメリハリを付けた取締りを推進した。また、道路交通環境等当該現場の状況と照らし合わせると認められる場合は、取締り活動がドライブインの見直し等適切に対応した。 (イ) 使用者責任の追及等 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者の責任を追及できない放置車両について、車両の使用者に対する放置違反金納付命令や繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令を実施したほか、放置違反金未納者に対する滞納処分を令和3年から令和5年までの3年間で2万8,781件実施するなど、使用者責任を追及した。 												警察庁 警察庁
ウ 駐車場の整備		<ul style="list-style-type: none"> (ア) 駐車場の整備計画の策定等 <ul style="list-style-type: none"> ・近年、新規に駐車場整備計画を策定する傾向は見受けられないものの、必要に応じて既存の計画の改正が実施されているところ、引き続き、地域の駐車場の需給特性を踏まえた駐車場の整備計画等の適切な見直しを促進していく必要がある。令和4年10月に設置した「まちづくりにおける駐車場のあり方検討会」における議論を踏まえて、今後、ガイドライン等の技術的助言の策定を含む計画の策定を促していく。 												国土交通省

注：「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

国土交通省	<p>(イ) 附置義務駐車施設等の整備促進 ・附置義務駐車施設を中心に、駐車場の供用台数は着実に増加している一方、近年、自動車保有台数の伸びが鈍化しつつある中、各市町村においても、駐車場の需給状況については様々な状況を呈しているところ。今後は、地域や建築物の特性に合わせた附置義務の適正化を促進していく必要がある。毎年開催している全国駐車場政策担当者会議を通じて、依然として不足が指摘されている荷捌き駐車施設や自動二輪車駐車施設について、引き続き附置義務条例の制定を促すとともに、地域の需給を踏まえた附置義務の適正化について推進する。</p>
国土交通省	<p>(ウ) バークアンドライド等の普及のための環境整備 ・まちなかにおける自動車の駐車場への入出庫に伴う自動車と歩行者等との錯綜を抑制するため、令和2年度の都市再生特別措置法の一部改正により、歩行者中心の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを旨とする区域において、①路外駐車場配置等基準、②駐車場出入口制限道路、③集約駐車場の配置の適正化、④にぎわいの中心となる道路への出入口設置制限、⑤附置義務駐車施設集約化等を図ることを可能としているところであり、当該考え方を含めて、令和5年4月に「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」を改訂して地方公共団体に周知した。</p>
警察庁	<p>Ⅱ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 ・違法駐車の排除等に関し、関係機関・団体と密接な連携を図り、国民への広報・啓発活動を推進した。</p>
警察庁	<p>・地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車排除の気運の醸成・高揚を図った。</p>
警察庁	<p>Ⅲ オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 ・必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治体、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえ、駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、地方公共団体や道路管理者に対する路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進した。今後も道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進していく。</p>

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	1,785,752	2,047,153	2,065,453	2,110,940	2,118,262	3.5%	14.4%	年度	予算の内 数	国土交通省
国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国 費)	1,753,870	1,439,530	903,136	912,362	901,805	898,332	893,956	888,572	836,374	727,746	631,128	581,731	549,190	-24.5%	-28.2%	年度	予算の内 数	国土交通省
インプット 国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	-	-	1,045,953	1,084,057	1,094,746	1,100,234	1,105,736	1,111,736	1,040,587	784,722	853,984	915,570	951,453	8.5%	-14.2%	年度	予算の内数 H24補正予算に おいて削減	国土交通省
警察庁の予算	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,126	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	年度	特定交通 安全施設 等整備事 業に係る 予算の内 数	警察庁
ITSスポット(ストック)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,700	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	0.0%	0.0%	年度		国土交通省
アウトプット 高度化光ビーコン数(ストック) 基	-	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	16,250	17,421	18,410	18,988	19,253	10.5%	16.9%	年度	高度化光 ビーコンの 整備開始 が平成25 年度である ため、平成 24年度以 前は記載 なし。	警察庁
1次アクト カム	-	-	-	-	-	-	12.4%	16.1%	19.0%	22.9%	25.5%	28.1%	30.0%	7.8%pt	4.9%pt	年度	計上はH28 から開始	国土交通省
ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進																		
インプット 警察庁の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度	予算なし	警察庁
アウトプット 道路における交通の危険や混 雑を生じさせた事業者に対する 指導・監督の件数(フロー)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	年度		警察庁
エ 分かりやすい道路交通環境の確保																		
インプット 警察庁の予算	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	20,128	21,504	18,339	17,830	17,850	-17.0%	-9.6%	年度	特定交通 安全施設 等整備事 業に係る 予算の内 数	警察庁

種別	該当	令和3年度から令和5年度までに行なった施策を踏まえた評価	警察庁	警察庁	内閣府	内閣府	内閣府
交通安全教育に参加した高齢者(自転車乗用中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反の交通事故死者数(フロー)	36	29	35	45	31	-	年
交通安全教育に参加した高齢者(自転車乗用中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反の交通事故重傷者数(フロー)	-	-	254	267	213	212	年
高齢者の外出	-	-	-	-	-	-	①
高齢者の交流	-	-	-	-	-	-	①
生きがいを持つ高齢者	-	-	-	-	-	-	②

注1:計画指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt.」にて計算。

注2:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進	○	高齢者の交通事故分析結果を公表(警察庁)
きめ細かな対策	○	交通ボランティア、福祉機関関係者と連携した交通安全教育を実施(警察庁)

種別	該当	内容(事例等)	警察庁	警察庁	警察庁	警察庁	内閣府
高齢者に対し、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、 ○ 加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響 ○ 運転者側から見た見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるような技能及び交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を実施した。 ○ 関係団体、交通ボランティア、福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室を開催した。 ○ 交通安全教室の実施回数は、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、近年、減少傾向にあったものの、行動変容に伴い年々増加基調にある。今後も実施回数を増加し、高齢者に対する交通安全教育を行う必要がある。 ○ 交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全確保に努めた。 ○ 令和5年中の65歳以上の交通事故による死者数は1466人(令和4年比:-5人)と減少傾向にあるが、死者全体に占める割合は54.7%と高い水準にあり、引き続き、高齢者に対する交通安全教育を推進していく必要がある。 ○ 高齢運転者の交通事故防止には、身体能力及び認知力の把握、安全運転法の習得、サポカー機能、道路交通法及び免許返納時の移動手段等の支援制度の理解が必要である。地域において講習会を開催し、高齢者交通安全指導員(シルバリーリーダー)という。)の指導力向上のために、これらの知識を地元の高齢ドライバーに周知する機会を提供する。平成29年度までは「高齢者安全運転推進協力者養成事業」、平成30年度からは「高齢運転者交通安全推進事業」として、事業を実施している。	警察庁	警察庁	警察庁	警察庁	内閣府		

種別	該当	備考	警察庁	警察庁	警察庁	警察庁	内閣府	内閣府
①シルバリーリーダーによる講習会は、老人クラブのような既存の集まりだけでなく、近隣住民を主体的に集め、開催しているケースもあり、より高齢者同士が外出・交流する機会が増えていると考えられる。	○		警察庁	警察庁	警察庁	警察庁	内閣府	内閣府
②シルバリーリーダーへのアンケートより、「自分のためにも高齢者のためにも講習を受ける機会が寄せられるなど、活動を通じて、人の役に立つという生きがいを感じる高齢者がいる。	○		警察庁	警察庁	警察庁	警察庁	内閣府	内閣府

施策名 2. 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進	計画に記載されている概要	
	・障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育の推進 ・自立歩行ができない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等の開催	

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ												増減率(%) 注1		備考	担当府省庁		
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			R5	R2→R5 注2
2 (1) キ	高輪者	インプット	警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	9	12	71.4%	33.3%	警察整備費の内数	警察庁
	歩行者	アウトプット	障害者の交通安全教育参加者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当データなし	警察庁
	自転車	1次アウトカム	交通安全教育に参加した障害者の交通安全意識(フロー)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当データなし	警察庁
2 (1) キ	高齢者	2次アウトカム	障害者の交通事故件数(フロー)	件	126	115	104	96	87	65	306	288	261	184	162	152	-17.4%	-31.8%		警察庁
	歩行者	2次アウトカム	障害者の交通事故死者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	18	19	20	12	16	4	-66.7%	-35.3%	H28までは該当データなし	警察庁
	自転車	2次アウトカム	障害者の交通事故重傷者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	37	45	41	29	27	19	-34.5%	-33.9%	H28までは該当データなし	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」の場合は、「%」の差「%pt」にて計算。
 注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策	○	交通ボランティア、福祉機関関係者と連携した交通安全教育を実施(警察庁)

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
・障害者に対し、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、交通ボランティアや福祉機関関係者等と連携し、手話通訳員の配置、要約筆記、大型パネル等を活用した交通安全教育を実施したほか、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するなど、障害の程度に応じたきめ細かな交通安全教育に努めた。		警察庁
・障害者に付き添う保護者・介護者等を対象とした講習会等を実施した。		警察庁
・令和5年中の障害者の交通事故死者数及び重傷者数は減少しているが、依然として障害者が犠牲となる交通事故が発生していることから、引き続き、きめ細かな交通安全教育を推進していく必要がある。		警察庁

2. 交通安全思想の普及徹底
 (2) 効果的な交通安全教育の推進

計画に記載されている概要

- ・交通安全教育を行う機関・団体間の資機材の貸与、講師の派遣
- ・交通安全教育指導者の養成・確保
- ・交通安全教育の効果確認、必要に応じた教育の方法、利用する教材等の見直し 等

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1	年・ 年度	備 考	担当 府省庁	
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3					R4
	歩行者 自転車 高齢者	交通安全教育の予算	百万円	97	370	344	237	274	289	266	225	234	244	244	244	343	40.6%	25.3%	「学校安全 教室推進事 業」「学校安 全総合支援 事業」予算 の内数	文部科学省
	歩行者 自転車 高齢者	インプット	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	12	71.4%	33.3%	警察装備 費の内数	警察庁
	歩行者 自転車 高齢者	内閣府の予算	百万円	-	-	-	13	19	12	11	6	5	5	5	5	5	0.0%	-6.2%	地域提案 型交通安全 全支援事 業(H26年 度開始)の 予算	内閣府
	歩行者 自転車 高齢者	教育委員会等の関係機関に対 する研修会の回数(文部科学 省)(フロー)	回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.0%	0.0%	文科省が 実施した研 修会の回 数	文部科学省
	歩行者 自転車 高齢者	教職員に対する研修会の回数 (文部科学省)(フロー)	件	26	49	47	55	56	54	56	50	49	34	34	34	48	50.0%	0.0%	文科省事 業の支援 を受けて教 育委員会 が開催した 研修会の 回数	文部科学省
	歩行者 自転車 高齢者	学校で交通安全教育を実施し た学校数(フロー)	校	37,762 (97.3%)	-	36,902 (99.6%)	36,325 (99.6%)	-	-	35,590 (99.4%)	-	-	-	32,891 (96.6%)	-	-	-	②	文科省が 実施した研 修会の回 数	文部科学省
	歩行者 自転車 高齢者	交通安全教育の実施回数(フ ロー)	千回	-	-	約1,971	約2,103	約2,144	約2,134	約2,103	約2,105	約1,110	約1,110	約1,127	約1,143	約1,166	30.0%	-14.3%	H23、24は 該当データ なし	警察庁
	歩行者 自転車 高齢者	交通安全教育の参加者数(フ ロー)	万人	-	-	約1,590	約1,592	約1,669	約1,632	約1,599	約1,593	約1,530	約691	約800	約883	約1,070	27.8%	-24.2%	H23、24は 該当データ なし	警察庁

小学生に対する交通安全教育の回数(フロー)	37,932	41,354	39,535	40,266	41,175	41,045	39,899	39,867	38,734	18,389	29,268	32,389	36,623	99.2%	1.3%	警察庁
小学生に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	5,132,110	4,538,880	4,113,354	4,207,314	4,484,846	4,501,834	4,256,494	4,122,680	3,979,438	1,843,000	2,891,467	2,980,644	3,451,479	87.3%	-6.2%	警察庁
中学生に対する交通安全教育の回数(フロー)	6,148	6,910	6,085	6,371	6,426	6,145	6,128	6,570	6,115	3,457	4,570	5,080	5,480	58.5%	-6.3%	警察庁
中学生に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	1,253,802	1,324,001	1,173,954	1,235,143	1,285,666	1,186,129	1,157,471	1,144,183	1,069,188	459,738	750,416	848,403	904,307	96.7%	-6.4%	警察庁
地域提案型交通安全支援事業における交通安全教室等の実施回数(フロー)	-	-	-	3	3	2	2	2	1	10(中止)	3	2	2	-	55.6%	地域提案型交通安全支援事業はH26年度開始
地域提案型交通安全支援事業における交通安全教室等の参加者の概数(フロー)	-	-	-	254	2,562	333	465	567	40	-	1,559	537	1,378	-	281.5%	地域提案型交通安全支援事業はH26年度開始
1次アウトカム 子供の交通安全意識(フロー)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
法令違反有歩行中重傷者数(フロー)	4,352	4,166	3,971	3,660	3,568	3,397	3,236	2,909	2,669	2,320	2,073	2,016	2,214	-4.6%	-20.2%	警察庁
法令違反有歩行中重傷者割合(フロー)	6.69%	6.57%	6.58%	6.49%	6.49%	6.60%	6.39%	5.99%	5.95%	6.15%	5.64%	5.45%	5.63%	-0.52%	-0.46%	警察庁
法令違反有自転車乗用中重傷者数(フロー)	7,839	7,424	6,790	6,592	6,037	5,630	5,655	5,304	5,119	4,427	4,530	4,387	4,754	7.39%	-7.94%	警察庁
法令違反有自転車乗用中重傷者割合(フロー)	5.56%	5.75%	5.75%	6.19%	6.29%	6.37%	6.45%	6.41%	6.60%	6.81%	6.77%	6.54%	6.88%	0.07%	0.12%	警察庁
交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故件数(フロー)	-	-	-	-	-	-	7,286	7,044	6,456	4,658	4,940	-	-	-	-	③
交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故死者数(フロー)	-	-	-	-	-	-	11	23	12	4	12	-	-	-	-	③
交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故重傷者数(フロー)	-	-	-	-	-	-	649	608	607	451	453	-	-	-	-	③

種類	該当	内容(事例等)	件数	4,894	4,584	4,244	2,989	3,216	-	-	-	警察庁
先端技術の活用推進	○	交通事故分析結果を活用した交通安全教育を実施(警察庁)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
きめ細かな対策	○	交通安全教育を実施(警察庁)	人	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
地域一体の対策			人	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)	件数	4,894	4,584	4,244	2,989	3,216	-	-	-	警察庁
先端技術の活用推進	○	交通事故分析結果を活用した交通安全教育を実施(警察庁)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
きめ細かな対策	○	交通安全教育を実施(警察庁)	人	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
地域一体の対策			人	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁

評価府省庁	内容(事例等)	件数	4,894	4,584	4,244	2,989	3,216	-	-	-	-	警察庁
文部科学省	令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
文部科学省	学校における交通安全教室(交通安全教室等)の講師となる教職員に対し、都道府県教育委員会等が実施する講習会の開催を「学校交通安全推進事業」(委託事業)により支援。本事業により毎年、年間50回前後の交通安全教室を実施(令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、34回の開催にとどまった)。令和5年度においては41都道府県で講習会が実施された。また、全国の小学校では99.1%の学校が交通安全について指導を実施しており、交通安全に対する教育についてはほとんどの小学校で実施されているところ、今後さらなる教員の指導力の向上を図るため、引き続き本事業により支援を実施する必要がある。	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
文部科学省	毎年4月5日が小学生が被害者となる交通事故が多いことから、小学校低学年向け交通安全教室用リーフレットを作成し、全国の新一年生全員に配布している。今後も、一年生になった生徒を対象に本リーフレットを配布し、啓発を継続していく必要がある。	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
文部科学省	各種研修会や学校安全ポータルサイトを活用して、教育委員会等に対して指導資料や事例の周知等を行った。毎月教育委員会に対して資料の更新、新たな施策の取組状況を確認し、他の教育委員会の参考となる事例を継続的に蓄積している。引き続き各種講習会、学校安全ポータルサイトの有効活用を推進していく。	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
警察庁	交通安全教育を行うに当たって、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各種シミュレーターなどを用いた参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用した。	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
警察庁	関係団体・企業等からの要請に応じ、交通安全教育の講師として警察官を派遣し、交通事故情報の提供及び交通安全教育用資器材の貸与等を行った。	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
警察庁	令和54年中の幼児・児童の死者・重傷者数は878人(令和4年比:-140人)と減少しているが、依然として子供が犠牲となる事故は発生しており、引き続き効果的な交通安全教育を推進していく必要がある。	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
内閣府	地域提案型交通安全支援事業において、スクエア・ストリートや参加・体験型の交通安全教育を小・中学校で実施した。	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府

記入府省庁	備考
内閣府	①平成26年度に、子供に対して、交通安全について普段どのくらい気を付けているか尋ねたところ、「いつも気を付けている」や「少しは気を付けている」という回答が97.4%を占めた。
文部科学省	②調査は、原則、隔年実施。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の合計数
警察庁	③平成28年以前の交通安全教育受講の有無に関する統計データは存在しない。

2. 交通安全思想の普及徹底
 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 ア 交通安全運動の推進

計画に記載されている概要

交通安全運動の組織的・継続的な展開
 ・歩行者・自転車・自動車運転者の事故防止等の事項を設定し、地域に即した効果的な交通運動実施のための地域の重点の設定 等

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点		評価指標 種類・名称	単位	実績データ													増減率(%) R2→ R5 注2 H30→ R2→ R5 注2	年・ 年度	備 考	担当 府省庁
	高 齢 者	歩 行 者			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
		自転車 歩行者	内閣府の予算	百万円	17	13	13	13	13	13	13	13	12	12	13	13	13	2.7%	春・秋の全 国交通安全 運動推進 事業の 予算	内閣府	
		自転車 歩行者	インプット 警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交通安全 運動を 実施する ための 予算は 確保して いない	警察庁	
		自転車 歩行者	文部科学省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交通安全 運動を 実施する ための 予算は 確保して いない	文部科学省	
		自転車 歩行者	全国交通安全運動に参加した ボランティア等の活動人数(フ ロー)	人	1,791,336	2,009,687	2,461,927	1,849,598	1,902,658	1,563,093	1,435,920	1,615,042	909,711	438,879	583,147	872,695	871,250	-21.5%		内閣府	
		自転車 歩行者	全国交通安全運動ポスター配 布枚数(フロー)	千枚	117	125	126	129	133	132	144	148	144	148	137	135	121	-18.2%		内閣府	
		自転車 歩行者	全国交通安全運動期間中に実 施された交通安全教室の参加 人数(フロー)	人	3,770,112	3,487,749	3,594,951	3,052,583	2,247,023	2,514,173	2,022,321	2,783,842	2,837,155	1,589,366	2,089,183	1,821,245	1,821,245	-13.2%		内閣府	
		自転車 歩行者	アウトプット 全国交通安全運動広報実施施行 件数(フロー)	件	8,408	7,965	7,484	7,696	7,436	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	警察庁	
		自転車 歩行者	春の全国交通安全運動期間中 における警察官等の一日平均 の出動者数(フロー)	万人	約30	約30	約30	約30	約28	約26	約26	約24	約23	約10	約13	約13	約13	30.0%		警察庁	
		自転車 歩行者	秋の全国交通安全運動期間中 における警察官等の一日平均 の出動者数(フロー)	万人	約31	約31	約30	約27	約27	約25	約26	約24	約22	約14	約13	約13	約13	-7.1%		警察庁	
2 (3) ア		自転車 歩行者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		文部科学省	

1次アウトカム	交通ルールに関する認知・遵守度、行動変容(フロー)	人	225	247	226	206	215	213	168	178	145	151	119	140	128	-15.2%	-18.4%	年度	内閣府 警察庁 文部科学省
	全国交通安全運動期間中の交通事故による死者数(フロー)	人	48,054	41,710	39,420	37,801	35,542	32,978	30,772	25,848	23,294	19,047	19,890	19,603	19,377	1.7%	-13.7% <td>年度</td> <td>警察庁</td>	年度	警察庁
	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故件数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	7,286	7,044	6,456	4,658	4,940	-	-	-	-	年	警察庁
	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故死者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	11	23	12	4	12	-	-	-	-	年	警察庁
2次アウトカム	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故重傷者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	649	650	607	451	453	-	-	-	-	年	警察庁
	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の高齢者(第1・第2当事者)の交通事故件数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	11,273	12,416	11,979	10,092	9,482	-	-	-	-	年	警察庁
	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の高齢者(第1・第2当事者)の交通事故死者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	423	461	467	393	357	-	-	-	-	年	警察庁
	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の高齢者(第1・第2当事者)の交通事故重傷者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	2,432	2,750	2,785	2,371	2,282	-	-	-	-	年	警察庁

注:「R2→R5」は令和2年(度)、「R3→R5」は令和3年(度)の平均、「R3年～令和5年(度)」の増減割合、「R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	○	交通安全事故分析結果を公表(警察庁)

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
<ul style="list-style-type: none"> 全国交通安全運動を毎年度定期的に実施することにより、社会全体が一体となって交通事故の減少に取り組み、国民全体の交通安全意識が向上している。 春と秋の全国交通安全運動では、運動の目的を踏まえ、交通事故に関して、その情勢や発生要因、防止のための具体的な方策等について国民の理解を深め、交通ルールの遵守と相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持つた交通マナーの実践を国民が身近で重要な問題として実感できる施策を推進した。また、地域住民の要望・意見を反映させるとともに、地域住民一人一人が自らの問題と捉えて積極的に参加することができる活動や取組を行った。 交通安全運動の実施に際して、本運動を推進し、警察等と連携した学校等における交通安全教育の一層の充実を図るよう教育委員会や学校等の関係機関に周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府 警察庁 文部科学省 	

備考	記入省庁
①H28以降は把握なし。全自治体において、全国交通安全運動の広報を実施。	警察庁
②交通安全運動における各種広報啓発活動により、交通ルールの遵守等の意識が向上したと考えられる。	内閣府
③平成28年以前の交通安全教育受講の有無に関する統計データは存在しない。	警察庁 文部科学省

2. 交通安全思想の普及徹底
 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 イ 横断歩行者の安全確保

計画に記載されている概要

・自転車の交通安全教育や交通指導取締り等の推進
 ・歩行者に対する交通ルールの周知
 ・歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等の推進

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点	評価指標	実績データ													増減率(%)	年・ 年度	備考	担当 府省庁						
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3					R4	R5	R2→ R5 注2	H30→ R2→ R3→ R5 注2		
	歩行者	インブット	警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	71.4%	33.3%	警察装備費の内数	警察庁	
	自転車	アウトブット	信号機のない横断歩道における交通指導取締り件数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当データなし	警察庁	
	歩行者	アウトブット	自動車運転者に対する交通安全教育の実施回数(フロー)	回	-	-	51,363	51,427	51,655	55,208	56,290	54,670	57,293	29,879	30,868	36,965	39,907	33.6%	-24.0%	H23、24は該当データなし	警察庁				
	歩行者	アウトブット	自動車運転者に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	千人	-	-	3,140	2,982	3,084	3,228	3,260	3,549	3,454	1,577	1,221	1,453	1,766	11.9%	-48.3%	H23、24は該当データなし	警察庁				
	歩行者	アウトブット	歩行者に対する交通安全教育の実施回数(フロー)	回	-	-	79,534	89,251	90,129	95,169	98,383	96,657	94,607	53,577	62,083	66,311	76,008	41.9%	-16.5%	H23、24は該当データなし	警察庁				
	歩行者	アウトブット	歩行者に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	千人	-	-	5,808	6,316	6,429	6,787	6,794	6,529	6,485	3,279	3,691	3,770	4,512	37.6%	-26.5%	H23、24は該当データなし	警察庁				
	歩行者	アウトブット	自動車運転者に対する交通安全教育の受講者の交通安全意識(フロー)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当データなし	警察庁	
2 (3) イ	歩行者	アウトブット	歩行者に対する交通安全教育の受講者の交通安全意識(フロー)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当データなし	警察庁
	歩行者	アウトブット	自動車(第1当事者)の法令違反(横断歩行者妨害等)の交通事故件数(フロー)	件	11,734	11,837	11,207	11,044	11,144	10,237	10,109	9,683	9,375	8,390	7,957	8,343	8,777	4.6%	-8.0%		警察庁				
	歩行者	アウトブット	自動車(第1当事者)の法令違反(横断歩行者妨害等)の交通事故死者数(フロー)	人	186	234	221	202	199	177	166	157	164	133	150	164	128	-3.8%	-2.6%		警察庁				

種 類	数 値	令和5年(度)	令和4年(度)	令和3年(度)	令和2年(度)	令和1年(度)	令和0年(度)	令和5年(度)対する令和4年(度)の増減割合	令和5年(度)対する令和3年(度)の増減割合	令和5年(度)対する令和2年(度)の増減割合	令和5年(度)対する令和1年(度)の増減割合	令和5年(度)対する令和0年(度)の増減割合	警察庁				
2次アウト カム	自動車(第1当事者)の法令違反(横断歩行者妨害等)有の交通事故重傷者数(フロー)	1,558	1,574	1,599	1,677	1,737	1,765	1,705	1,748	1,763	1,661	1,643	1,642	1,782	7.3%	-2.0%	年
	歩行者(第1当事者)の法令違反(信号無視)有の交通事故件数(フロー)	584	586	580	523	537	406	434	391	366	335	252	268	269	-19.7%	-27.7%	年
	歩行者(第1当事者)の法令違反(信号無視)有の交通事故死者数(フロー)	80	74	86	72	95	60	67	70	55	78	48	47	46	-41.0%	-30.5%	年
	歩行者(第1当事者)の法令違反(信号無視)有の交通事故重傷者数(フロー)	168	157	157	179	192	141	150	137	151	119	98	125	119	0.0%	-16.0%	年

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種 類	取 組	内 容(事例等)	評価府省庁
先端技術の活用推進	○	歩行者の交通事故分析結果を公表(警察庁)	警察庁
きめ細かな対策			
地域一体の対策			
		令和3年度から令和5年度までに行なった施策を踏まえた評価	
		<ul style="list-style-type: none"> ・運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締りを推進した。 ・歩行者に対しては、横断歩道を渡る際、信号機のあるところではその信号に従うことといった歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守る交通行動として、運転者に対しては、横断歩道を渡る際、信号機を明確に伝えること、横断歩道に歩行者がいることを確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す交通安全教育等を推進した。 ・シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施した。 ・令和5年中の歩行者死亡者数は973人と前年より増加した上、約6割が横断中に事故に遭っており、引き続き、横断歩行者の安全確保について推進する必要がある。 	警察庁 警察庁 警察庁 警察庁

2. 交通安全思想の普及徹底
 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 ウ 自転車の安全利用の推進

計画に記載されている概要

- ・自転車の正しい乗り方に関する普及啓発
- ・幼児・児童のヘルメット着用徹底と全ての年齢層に対するヘルメット着用推奨 等

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点		評価指標	実績データ													増減率(%) 注1	年・ 年度	備考	担当 府省庁		
	高齢者	歩行者		生活道路 自転車 利用者	種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2					R3	R4
			警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	9	12	71.4%	33.3%	警察装備 費の内数	警察庁
			内閣府の予算	百万円	-	-	-	12	13	12	11	6	5	5	5	5	5	5	0.0%	-6.2%	地域提案 型交通安 全支援事 業(H28年 度開始)の 予算	内閣府
			警察が主催し、又は警察官等を 講師として派遣して実施した 自転車利用者に対する交通安 全教育実施回数(フロー)	回	29,378	33,998	46,166	47,542	51,226	48,754	45,573	45,786	41,153	19,269	26,735	31,537	38,300	98.8%	-9.1%		警察庁	
			警察が主催し、又は警察官等を 講師として派遣して実施した 自転車利用者に対する交通安 全教育の参加者数(フロー)	千人	3,534	4,171	5,474	5,443	5,830	5,247	4,983	4,789	4,413	1,695	2,702	3,104	3,712	119.0%	-12.7%		警察庁	
			自転車教室等に参加した高齢 者数(フロー)	千人	148	194	379	390	467	346	276	236	213	130	92	94	166	27.7%	-39.2%		警察庁	
			自転車教室等に参加した小学 生の人数(フロー)	千人	1,749	1,917	2,187	2,110	2,115	2,037	1,955	1,885	1,696	557	1,043	1,203	1,375	146.8%	-12.5%		警察庁	
			自転車教室等に参加した中学 生の人数(フロー)	千人	708	883	1,027	1,065	1,129	1,044	1,001	1,000	941	386	678	762	821	112.8%	-2.8%		警察庁	
			自転車運転者講習受講者数 (フロー)	人	-	-	-	-	7	80	122	296	328	515	555	631	22.5%	49.2%	H27.6より 運用開始	警察庁		
			地域提案型交通安全支援事業 のうち自転車に関連した教室の 実施地区数(フロー)	地区	-	-	-	2	1	0	0	1	1	0(中止)	3	2	2	-	133.3%		地域提案 型交通安 全支援事 業で自転 車に関する プログラム を行った地 区	内閣府

1次アウトカム	地域提案型交通安全支援事業のうち自転車に関連した教室の参加者数(フロー)	-	-	123	77	-	-	74	40	-	1,559	537	205	-	1245.6%	調査の実施状況は年度ごとに異なる	内閣府		
		地域提案型交通安全支援事業の自転車教室等の実施後に交通ルール等を守る意識が高まったと回答した人の割合(フロー)	-	-	74.7	94.4	-	-	100.0	95.0	-	84.8	94.2	-	-	-8.2%	調査の実施状況は年度ごとに異なる	内閣府	
	2次アウトカム	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合(フロー)	91.0%	88.7%	80.2%	81.1%	77.7%	79.3%	76.7%	72.8%	72.5%	74.2%	83.6%	82.2%	8.0%	5.5%pt	インターネットによる共生社会及び子ども子育て支援に関する意識調査	内閣府	
			自転車乗用中の法令違反有重傷者数(フロー)	3,460	3,267	2,989	3,014	2,579	2,353	2,485	2,423	2,272	2,104	2,122	2,106	0.10%	-6.7%	警察庁	
			自転車乗用中の法令違反有重傷者割合(フロー)	7,839	7,424	6,790	6,592	6,037	5,630	5,655	5,304	5,119	4,427	4,530	4,754	7.4%	-7.9%	警察庁	
			高齢者の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故者数(フロー)	3,993	3,871	3,645	3,421	3,176	2,979	3,041	3,113	3,384	3,226	3,482	3,977	4.165	19.6%	警察庁	
			高齢者の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故死者数(フロー)	116	123	142	130	169	171	157	127	143	159	113	111	97	-39.0%	-25.2%	警察庁
			高齢者の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故重傷者数(フロー)	1,064	1,035	947	922	855	783	769	710	649	613	592	585	521	-15.0%	-13.9%	警察庁
			子供の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故者数(フロー)	5,290	4,811	4,593	3,913	3,345	2,923	3,096	2,651	2,632	2,032	2,268	2,414	2,671	31.4%	0.5%	警察庁
			子供の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故死者数(フロー)	7	4	5	4	2	6	4	7	3	2	4	2	4	100.0%	-16.7%	警察庁
子供の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故重傷者数(フロー)	431	415	381	329	259	236	292	218	200	168	149	163	178	6.0%	-16.4%	警察庁			

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

内容(事例等)	
種類	該当
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	○
自転車の交通事故分析結果を公表(警察庁)	

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
<ul style="list-style-type: none"> 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用等の努力義務化等を内容とする改正道路交通法が公布されたことを機会に、自転車に関する交通秩序の整備化を図り、自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を改正した(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)。 自転車利用者に対し、上記「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、関係機関・団体等が連携して、交通ルールの遵守 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方 自転車乗車時の頭部保護の重要性和ヘルメットの着用 幼児二人同乗用自転車の安全利用と座席シートベルトの着用 等について、ポスター・リーフレットを作成するなどして、広報啓発活動を推進した。 視聴覚教材や自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車教室等の交通安全教育を実施した。令和6年5月に自転車に係る改正道路交通法が公布され、2年以内に自転車運転者に交通反則通告制度が適用となることなどを踏まえ、児童や生徒を始めとする幅広い世代に対して、交通ルールを身に付けることができるような効果的な交通安全教育を推進していかなければならない。 自転車運転者講習制度の適切な運用を図り、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進した。 令和5年中の自転車乗用中死者数は346人と前年より増加したほか、自転車倒の約8割に何らかの法令違反があることから、引き続き、自転車の安全利用について推進する必要がある。 地域提案型交通安全支援事業において自転車によるスクエアード・ストリート教室や自転車シミュレーター体験を行った。 	<p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>内閣府</p>	

2. 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

計画に記載されている概要

・シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての啓発活動 等

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1		年・ 年度	備考	担当 府省庁
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
	高年齢者 歩行者 自転車 生活道路	警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	71.4%	33.3%	警察装備 費の内数	警察庁
		インプット	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	シートベル トの着用に 係る予算 は確保して いない。	内閣府
		全国交通安全運動広報実施施行 件数(フロー)	件	8,408	7,965	7,484	7,696	7,436	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	警察庁
		自動車運転者に対する交通安 全教育の実施回数(フロー)	回	-	-	51,363	51,427	51,655	55,208	56,290	54,670	57,293	29,879	30,868	36,965	39,907	33.6%	-24.0%	H23、24は 該当データ なし	警察庁
		自動車運転者に対する交通安 全教育の受講者数(フロー)	千人	-	-	3,140	2,982	3,084	3,228	3,260	3,549	3,454	1,577	1,221	1,453	1,766	-99.9%	-68.8%	H23、24は 該当データ なし	警察庁
		シートベルト・チャイルドシート 着用徹底の啓発活動実施箇所 数(フロー)	箇所	6	5	10	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	H30年度以 降は実施し ていない	内閣府
		シートベルト・チャイルドシート 着用徹底の啓発活動参加者数 (フロー)	人	549	597	670	-	2,250	377	165	-	-	-	-	-	-	-	-	H30年度以 降は実施し ていない	内閣府
		一般道路運転席シートベルトの 着用者率(フロー) ※「シートベルトの着用者率」は、乗車中の死 傷者数のうちシートベルト着用者の割合。着用 不明を除く。	%	98.5%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.5%	98.5%	98.2%	98.2%	98.3%	98.3%	0.1%pt	-0.1%pt		警察庁
		高速道路運転席シートベルトの 着用者率(フロー)	%	97.9%	98.3%	98.2%	98.4%	98.2%	98.4%	98.4%	98.5%	98.5%	98.0%	97.9%	98.3%	98.3%	0.3%pt	-0.2%pt		警察庁
		一般道路助手席シートベルトの 着用者率(フロー)	%	96.7%	97.0%	97.2%	97.4%	97.4%	97.6%	97.8%	97.8%	97.8%	97.6%	97.8%	97.9%	97.9%	0.3%pt	0.2%pt		警察庁
		1次アウト カム	%	97.2%	98.1%	97.9%	98.2%	98.2%	98.3%	98.4%	98.4%	98.6%	97.9%	98.4%	98.6%	98.8%	0.9%pt	0.2%pt		警察庁

2. 交通安全思想の普及徹底
 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 力 反射材用品等の普及促進

計画に記載されている概要

・反射材用品等の普及を図るための積極的な広報啓発
 ・反射材用品等の展示会の開催 等

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点	評価指標	単位	実績データ													増減率(%) 注1	年・ 年度	備考	担当 府省庁	
				H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5					R2→ R5 注2
	高齢者	インプット	百万円	17	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	13	13	13	8.3%	2.7%	春・秋の全 国交通安全 全運動推 進事業の 予算	内閣府
	歩行者			11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	71.4%		
	自転車 乗者	アウトプット	件	8,408	7,965	7,484	7,696	7,436	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察装備 費の内数 ①	警察庁
	生活道路			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			回	-	-	79,534	89,251	90,129	95,169	98,383	96,657	94,607	53,577	62,083	66,311	76,008	41.9%	-16.5%	H23、24は 該当データ なし	警察庁	
			千人	-	-	5,808	6,316	6,429	6,787	6,794	6,529	6,485	3,279	3,691	3,770	4,512	37.6%	-26.5%			
			人	1,791,336	2,009,687	2,461,927	1,849,598	1,902,658	1,563,093	1,435,920	1,615,042	1,909,711	438,879	583,147	872,695	871,250	98.5%	-21.5%	H23、24は 該当データ なし	内閣府	
			千枚	117	125	126	129	133	132	144	148	144	148	137	135	121	-18.2%	-10.7%			
			人	3,770,112	3,487,749	3,594,951	3,062,583	2,247,023	2,514,173	2,022,321	2,783,842	2,837,155	1,589,366	2,089,183	2,351,123	1,821,245	14.6%	-13.2%	内閣府		
			%	91.0%	88.7%	80.2%	81.1%	77.7%	79.3%	76.7%	72.8%	72.5%	74.2%	70.2%	83.6%	82.2%	8.0%pt	5.5%pt			
2	(3)カ		件	6,564	6,851	6,580	6,315	6,243	6,108	6,040	5,620	5,417	4,580	4,127	4,107	4,210	-8.1%	-20.3%	警察庁		
			人	737	739	745	685	689	658	654	572	550	472	443	412	414	-12.3%	-20.4%			

種 類	該 当	内 容(事例等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度	令和36年度	令和37年度	令和38年度	令和39年度	令和40年度	令和41年度	令和42年度	令和43年度	令和44年度	令和45年度	令和46年度	令和47年度	令和48年度	令和49年度	令和50年度	令和51年度	令和52年度	令和53年度	令和54年度	令和55年度	令和56年度	令和57年度	令和58年度	令和59年度	令和60年度	令和61年度	令和62年度	令和63年度	令和64年度	令和65年度	令和66年度	令和67年度	令和68年度	令和69年度	令和70年度	令和71年度	令和72年度	令和73年度	令和74年度	令和75年度	令和76年度	令和77年度	令和78年度	令和79年度	令和80年度	令和81年度	令和82年度	令和83年度	令和84年度	令和85年度	令和86年度	令和87年度	令和88年度	令和89年度	令和90年度	令和91年度	令和92年度	令和93年度	令和94年度	令和95年度	令和96年度	令和97年度	令和98年度	令和99年度	令和100年度
2次アウトカム	夜間における高齢者歩行者の交通事故重傷者数(フロア)	1,869	2,006	2,002	1,907	1,929	2,005	1,976	1,876	1,855	1,532	1,426	1,438	1,491	-2.7%	-17.3%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における歩行者(第1・第2当事者)の交通事故件数(フロア)	24,706	25,230	23,764	22,439	22,340	20,981	20,536	19,554	18,503	15,135	13,950	14,429	15,638	3.3%	-17.2%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における歩行者中の交通事故死者数(フロア)	1,178	1,151	1,093	1,023	1,062	929	941	849	816	658	593	612	631	-4.1%	-21.0%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における歩行者中の交通事故重傷者数(フロア)	4,281	4,360	4,285	4,074	4,023	4,157	3,979	3,871	3,710	3,078	2,860	2,853	3,138	1.9%	-17.0%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における自転車(第1・第2当事者)の交通事故件数(フロア)	31,817	29,739	27,231	24,435	22,594	20,695	20,516	19,379	18,480	15,223	14,573	15,339	16,038	5.4%	-13.4%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における自転車乗用中の交通事故死者数(フロア)	271	224	240	218	227	186	174	165	179	140	133	129	140	0.0%	-16.9%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における自転車乗用中の交通事故重傷者数(フロア)	2,489	2,327	2,180	2,056	1,907	1,816	1,817	1,757	1,670	1,434	1,320	1,303	1,455	1.5%	-16.1%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における生活道路(幅員5.5m未満の道路)での交通事故件数(フロア)	35,595	34,799	33,025	29,914	27,901	25,674	24,960	22,546	20,521	16,137	15,052	15,084	15,462	-4.2%	-23.0%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における生活道路(幅員5.5m未満の道路)での交通事故死者数(フロア)	244	240	238	200	241	188	215	190	184	148	128	162	149	0.7%	-15.9%	年	警察庁																																																																																		
	夜間における生活道路(幅員5.5m未満の道路)での交通事故重傷者数(フロア)	2,956	2,841	2,720	2,421	2,280	2,195	2,176	1,992	1,878	1,621	1,413	1,412	1,427	-12.0%	-22.6%	年	警察庁																																																																																		

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種 類	該 当	内 容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行なった施策を踏まえた評価		
評価府省庁	内閣府	
	警察庁	
	警察庁	

・反射材用品等の普及促進を図るため、ホームページやSNSにおいて掲載を行った。

・夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が見込める反射材用品等の普及を図るため、

○ 反射材用品、LEDライト等の視認効果、使用方法等について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全教室

○ 関係機関・団体等と連携した広報啓発活動

○ 高齢者個別訪問や街頭指導において高齢者の靴等に直接反射材を装着する活動

○ 交通安全教育用映像の活用

などを実施した。しかし、薄暮・夜間に高齢歩行者の死亡事故が多発していることを踏まえ、引き続き反射材用品の普及促進に取り組み必要がある。

・一般財団法人全日本交通安全協会が反射材普及のために毎年開催している反射材フェアを後援している。

備 考	
記入府省庁	警察庁

①H28以降は把握なし。全自治体において、全国交通安全運動の広報を実施。

内容(事例等)	
種類	該当
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	○ 飲酒運転に係る交通事故分析結果を公表(警察庁)
令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価	
<p>・飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、運転体験ゴーグルを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。</p> <p>・交通安全教育の実施回数は、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、近年、減少傾向にあったものの、行動変容に伴い年々増加基調にある。今後も実施回数を増加し、参加・体験・実践型の交通安全教育を行う必要がある。</p> <p>・酒類製造・販売業、酒類提供飲食業等の関係業界に対して飲酒運転を防止するための取組を要請した。飲酒運転の危険性を呼び掛けるポスター・リーフレットを作成し、飲酒運転根絶に係る広報啓発を推進した。</p> <p>・令和5年中の飲酒運転による死亡事故件数は112件と前年より8件減少したが、飲酒運転が極めて危険性の高い悪質な犯罪行為であることを踏まえ、その根絶に向け、引き続き規範意識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>・令和4年春・秋の全国交通安全運動において、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」等を全国重点に盛り込み、ポスター配布等を実施した。</p>	
評価府省庁	
警察庁	
警察庁	
警察庁	
内閣府	
備考	
①該当データなし。認知、遵守度が向上し、飲酒運転根絶に向けた行動変容が進んでいるものと考えられる。	
記入府省庁	
警察庁	

施策名	2. 交通安全思想の普及徹底
	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
	ケ その他の普及啓発活動の推進
	(ウ) 二輪運転者に係る広報啓発活動等

計画に記載されている概要

・関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進 等

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1	年・年度	備考	担当府省庁		
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3					R4	R5
2 (3) ケ (ウ)	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	インプット	警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	9	12	71.4%	33.3%	警察装備費の内数	警察庁
		アウトプット	二輪車運転者に対する安全教育の実施回数(フロー)	回	-	-	3,708	3,266	3,026	3,494	2,955	3,055	2,630	1,844	2,077	2,321	2,565	39.1%	-7.5%	H23、24は該当データなし	警察庁
			二輪車運転者に対する安全教育の受講者数(フロー)	人	-	-	276,234	217,736	209,102	248,539	211,573	179,029	150,149	86,533	88,397	134,691	214,131	147.5%	5.2%	H23、24は該当データなし	警察庁
			1次アウトカム	二輪車運転者のプロテクター着用率(フロー)	%	-	-	-	7.1%	7.2%	7.1%	7.8%	8.4%	8.4%	8.6%	9.2%	0.8%pt	0.7%pt	H23～26は該当データなし	警視庁調査	
			2次アウトカム	二輪車運転者(第1当事者)の交通事故件数(フロー)	件	36,722	33,082	29,700	25,466	22,039	19,907	18,101	16,328	14,179	12,354	11,938	12,058	-4.1%	-15.6%		警察庁
				二輪車乗車中の交通事故死者数(フロー)	人	855	790	761	697	677	684	632	613	510	463	435	508	-3.4%	-14.7%		警察庁
				二輪車乗車中の交通事故重傷者数(フロー)	人	14,609	13,623	12,798	11,757	10,733	10,006	9,693	8,711	8,034	7,246	6,969	6,630	-8.5%	-16.6%		警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進	○	自動二輪車に係る交通事故分析結果を公表(警察庁)
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
・二輪車運転者の被害軽減を図るため、乗車用ヘルメットの正しい着用及びプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部や胸部等保護の重要性について理解増進に努めた。		警察庁
・令和5年中の二輪車乗車中の交通事故死者数は前年よりも増加しており、頭部及び胸部損傷が致命傷となった死者数は約7割を占めていることから、引き続き、二輪車運転者に対する乗車用ヘルメットの正しい着用及びプロテクターの着用を推進していく必要がある。		警察庁

2. 交通安全思想の普及徹底
 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

計画に記載されている概要

- ・民間団体の交通安全指導者の養成
- ・諸行事に対する援助
- ・交通安全に必要な資料の提供活動の充実
- ・交通ボランティア等への資質の向上に資する援助等による主体的活動、相互連絡協力体制の整備の促進 等

第11次 計画に おける 位置付け	重視すべき 視点	評価指標		実績データ												増減率(%) 注1	年・ 年度	備 考	担当 府省庁
		種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				
2 (4)	歩 行 者 の 高 齢 者	インプット	内閣府の予算	35	34	31	31	28	26	24	24	23	23	21	22	-4.3%	-5.7%	交通指導 員等交通 ボランティア の支援事 業の予算	内閣府
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2 (4)	高 子 供 の 歩 行 者	アウトプット	交通安全指導者養成講座参加者数(フロー)	129	152	147	152	142	122	111	113	116	96	82	272.7%	2.8%	H28以降は 調査未実 施	警察庁	
				122,344	131,115	136,358	126,903	127,685	-	-	-	-	-	-	-	-			-
2 (4)	高 子 供 の 歩 行 者	アウトプット	交通安全指導者養成講座の参加者の有意義度の評価(受講した内容を今後活用したいと思っただ割合)(フロー)	98.0%	99.0%	92.0%	94.0%	96.0%	94.0%	94.6%	92.9%	95.5%	100.0%	91.0%	97.5%	-2.5%pt	-1.4%pt	H28以降は 調査未実 施	内閣府
				98.0%	99.0%	92.0%	94.0%	96.0%	94.0%	94.6%	92.9%	95.5%	100.0%	95.6%	91.0%	97.5%	-2.5%pt		

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

内容(事例等)

種類 該当
先端技術の活用推進
きめ細かな対策
地域一体の対策

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価

交通安全指導者養成講座は、主に経験年数が浅く、本講座の受講経験のない交通指導員を毎年度全国から募集しており、毎回100名を超える受講者を集めている。講座の内容としては、交通安全指導を行う際に必要な指導対象別の話し方、子供と高齢者の行動特性を踏まえた指導手法、自転車事故の現状や関連する通行ルール、幼児向け指導のデモンストレーション、グループ討議等、様々なカリキュラムで構成されており、受講者の9割以上が受講内容を今後活用したいと高く評価しており、交通安全指導員の資質向上に大いに貢献している。

・道路交通法の規定に基づいて全国交通安全活動推進センターに指定されている(一財)全日本交通安全協会については民間の交通安全活動団体の中核を担っていることから、警察庁では必要な助言・指導に努めた。

・(一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携して「飲酒運転しない、させない」という国民の規範意識の確立を図った。

・地域交通安全活動推進委員に対し、地域の交通ボランティア活動のリーダー役として行う交通安全教育、広報啓発活動等が適正かつ効果的に推進することができるよう、交通安全活動推進センターが実施する研修等を通じ、その指導に努めた。

評価府省庁
内閣府
警察庁
警察庁
警察庁

2. 交通安全思想の普及徹底
 (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

計画に記載されている概要

- ・住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成
- ・交通安全総点検
- ・交通安全の取組に対する地域住民等の意見の積極的なフィードバック等

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標		実績データ													増減率(%)	備考	担当府省庁	
		種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5				R2→R5注
2 (5)	高年齢者 歩行者 自転車 生活道路	インプット	内閣府の予算	百万円	-	-	12	13	12	11	6	5	5	5	5	5	0.0%	-6.2%	内閣府	
			警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
			地域提案型交通安全支援事業を行った箇所数(フロー)	箇所	-	-	3	3	2	2	2	2	10(中止)	3	2	2	2	-	133.3%	内閣府
アウトカム	1次アウトカム 2次アウトカム	地域交通安全活動推進委員委嘱(ストック)	人	18,943	18,859	18,775	18,619	18,439	18,296	17,991	17,660	17,804	17,655	17,482	17,218	16,779	-5.0%	-3.1%	R4年4月現在	警察庁
		地域交通安全活動推進委員による交通安全教育の実施回数(フロー)	回	35,905	35,742	34,528	33,355	33,052	31,165	28,249	28,381	27,482	27,482	27,164	27,822	26,988	39.7%	-31.4%	警察庁	
		地域交通安全活動推進委員による交通安全教育の受講者数(フロー)	千人	2,369	2,180	2,087	2,166	2,142	2,127	1,983	1,993	1,891	846	730	902	6.6%	-52.5%	警察庁		
		住民の交通安全意識の向上(フロー)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	警察庁	

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

内容(事例等)

種類	該当
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域一体の対策	○

地域が抱える交通安全対策上の課題について、地域住民を対象とした啓発活動を民間団体や交通ボランティアが自主的に企画実施できるよう、地域の活動を促進した。(内閣府)

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える交通安全対策上の課題について、地域住民を対象とした啓発活動を民間団体や交通ボランティアが自主的に企画実施できるよう、地域の活動を促進した。 ・地域交通安全活動推進委員に対し、交通安全教育指針に基づいた適切かつ効果的な交通安全教育を行うことができるよう、研修等を通じ指導に努めた。 		内閣府 警察庁
備考		
①地域交通安全活動推進委員による各種交通安全教育・啓発活動により、交通ルールの遵守等の意識が向上したと考えられる。		記入府省庁 警察庁

(イ) 臨時適性検査等の確実な実施																		
インプット	警察庁の予算	百万円	9	9	9	10	10	10	95	95	95	96	96	96	96	0.0%	0.7% 年度	警察庁
アウトプット	臨時適性検査の受検人数(フロー)	人	-	507	465	816	893	886	1,234	1,342	1,196	880	814	591	584	-33.6%	-41.8% 年度	H23年度は統計なし
1次アウトカム	認知機能検査に基づく臨時適性検査等による運転免許の取消し等処分件数(フロー)	件	120	106	118	356	564	597	1,805	2,055	1,305	979	996	913	856	-12.6%	-36.3% 年	警察庁
(ウ) 改正道路交通法の円滑な施行																		
インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
アウトプット	運転技能検査制度の受検者数(フロー)	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77,083	63,835	-	-	新制度のため、R4からの人数
1次アウトカム	つら運転免許証を更新しない者の件数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
1次アウトカム	安全運転サポート車等限定案件付免許の交付件数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	32	-	-	新制度のため、R4からの件数
(エ) 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用																		
インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
アウトプット	高齢者マークに関する広報・啓発活動の件数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
1次アウトカム	高齢者マークの普及率(フロー)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
(オ) 高齢者支援施策の推進																		
インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
1次アウトカム	国土交通省の予算	百万円	30,530	30,577	31,898	31,909	35,765	27,752	22,488	23,461	25,323	25,204	49,393	48,595	47,192	87.2%	96.2% 年度	警察庁
1次アウトカム	地域公共交通関係予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
1次アウトカム	地域公共交通総合連携計画を策定した自治体の数(～H26)(ストック)	件	494	510	564	601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
1次アウトカム	地域公共交通計画(旧地域公共交通網形成計画)の策定件数(H26～)(ストック)	件	-	-	-	30	159	273	410	500	565	618	714	835	1,021	65.2%	50.9% 年度	警察庁
1次アウトカム	自主返納件数(フロー)	件	72,735	117,613	137,937	208,414	285,514	345,313	423,800	421,190	601,022	552,381	517,040	448,476	382,957	-30.7%	-14.4% 年	警察庁

3. 安全運転の確保
 (3) 安全運転管理の推進

計画に記載されている概要

- ・安全運転管理者等に対する講習の充実
- ・安全運転管理者等の未選任事業所の一掃による安全運転管理業務の徹底
- ・安全運転の確保に資する車載機器の普及促進等

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1		備考	担当府省庁				
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			R2→R5 注2	H30→R5 注2		
3 (3)	高齢者・歩行者・自転車・生活者	インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	予算なし	警察庁	
		アウトプット	国土交通省の予算	百万円	782	811	1,077	1,008	1,000	1,024	1,140	947	990	874	853	879	1,334	52.6%	9.1%	予算の内 数	国土交通省		
			被害者保護増進等事業費補助金	回	2,406	2,427	2,416	2,402	2,402	2,396	2,393	2,397	2,369	2,010	2,245	2,381	2,337	16.3%	2.8%		警察庁		
		アウトプット	正・副安全運転管理者講習の実施回数(フロー)	万人	383,926	385,166	388,284	390,524	393,446	396,841	400,149	401,240	403,486	275,500	364,283	434,710	459,249	66.7%	16.5%		警察庁		
			正・副安全運転管理者講習の受講者数(フロー)	回	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%		国土交通省	
		1次アウトカム	安全運転の確保に資する車載機器の普及活動回数(フロー)	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0.0%	0.0%		警察庁	
			安全運転管理者選任事業所の交通事故の発生件数(フロー)	件	53,544	58,559	53,637	49,182	45,318	43,420	43,711	39,992	36,680	31,486	31,065	31,914	32,727	3.9%	-11.5%		警察庁		
		2次アウトカム	事業用自動車のドライブレコーダーの普及率(フロー)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	国土交通省
			事業用自動車(第1当事者)の交通事故件数(フロー)	件	49,087	45,347	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	27,884	21,871	22,027	23,260	23,606	7.9%	-14.5%		警察庁 国土交通省		
				事業用自動車(第1当事者)の交通事故死者数(フロー)	人	451	467	434	421	403	363	353	337	333	257	249	271	5.4%	-19.3%		警察庁 国土交通省		
事業用自動車(第1当事者)の交通事故重傷者数(フロー)	人				2,964	2,726	2,577	2,498	2,311	2,226	2,301	2,204	2,235	1,715	1,883	1,872	2,051	19.6%	-5.7%		警察庁 国土交通省		

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
 注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R3」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

内容(事例等)	
種類	該当
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	○
<p>令和3年度から令和5年度までに行なった施策を踏まえた評価</p> <p>・令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、安全運転管理者等が確実に選任されるよう、関係機関と連携し、選任義務等の周知を図ったほか、自動車保管場所証明業務との連携等により未選任事業者の効率的・効率的な把握に努め、安全運転管理者の選任状況を都道府県警察のウェブサイトで公開して選任を促進するなどの取組を進めた。また、安全運転管理者等に対する講習の機会において、安全運転管理者の行うべき業務として新たに設けられた、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の規定や安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げについての周知を行うなど、同講習の充実を図った。こうした取組の結果、これまでは安全運転管理者選任事業者の交通事故の発生件数は減少傾向にあったが、近年は増加傾向にあるなど、依然として多くの交通事故が発生していることから、引き続き、講習の充実等、交通事故の防止に向けた取組を推進していく。</p> <p>・ドライブレコーダーの映像を活用した運転者への指導監督の取組を促進するため、自動車運送事業者のドライブレコーダーの導入経費に対する補助制度を設けており、引き続き、導入補助を実施する。また、貸切バス事業者においては、ドライブレコーダーを用いた運転者教育を必ず実施し、ドライブレコーダーの使用率も向上していることと、貸切バス事業者に対する監督等により運転者教育の実施状況を確認するなど、安全対策の推進に取り組む。</p>	
評価府省庁	
警察庁	
国土交通省	
記入府省庁	
国土交通省	
備考	
① 事業用自動車全体におけるドライブレコーダーの使用率は不明だが、関係団体や機器メーカーによると、年々増加していると考えられる。	

3. 安全運転の確保
 (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
 ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

計画に記載されている概要

・運輸安全マネジメント評価の実施
 ・事業者に対する事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報提供

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%)	年・年度	備考	担当府省庁	
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3					R4
3 (4)ア	高歩行者	インフラ	国土交通省の予算 運輸安全マネジメント評価に係る予算	百万円	48	36	38	39	42	44	42	39	40	37	37	36	-2.7%	-7.8%年度	国土交通省	
	高歩行者	アウトプット	運輸安全マネジメント評価の実施回数(フロー)	回	92	94	87	107	198	640	818	780	631	370	119	114	-69.2%	-70.0%年度①	国土交通省	
	高歩行者	1次アウトカム	事業者の交通安全意識(フロー)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	標記評価 指標に特 化した集計 は行っていない	国土交通省
	高歩行者	2次アウトカム	事業用自動車による重大事故発生件数(フロー)	件	5,464	5,366	5,573	5,448	5,280	5,420	5,305	5,449	5,076	4,315	4,642	4,932	14.3%	-6.4%年	国土交通省	

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	○	すべての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施を令和3年度末までに終了させ、令和4年度からは優先付けを行ったうえで計画的な評価を着実に実施。

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
・事業者による安全管理体制の構築・改善に向けて、運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、事業者に対する制度の普及・啓発(セミナー等)を促進した。		国土交通省
・全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発した。		国土交通省
・貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施した。		国土交通省
・国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発した。		国土交通省

備考		記入府省庁
①平成29年7月の運輸審議会の答申を踏まえ、令和3年度までに全ての貸切バス事業者の運輸安全マネジメント評価を行うとしたため、実施回数が大幅に増加している。		国土交通省

施策名 3. 安全運転の確保 (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 イ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	計画に記載されている概要	
	・アルコール指導員の普及促進 ・薬物使用による運行の根絶に向けた啓発 ・迷惑運転に対して、運転者に対する指導、監督を実施するよう、事業者に対して指導	

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%)	備考	担当府省庁		
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3				R4	R5
3 (4)イ	高歩行者 自転車 自動車 生活道路	インプット	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	10	20	20	46	40	55	55	207	417.5%	199.1%	予算の内数 H23～H27は確 認できず	国土交通省	
		アウトプット	指導した事業者数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	権記評価指標に 特化した集計は 行っていない	国土交通省
		1次アウトカム	アルコール指導員を有する事業者数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	権記評価指標に 特化した集計は 行っていない	国土交通省
3 (4)イ	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の法令違反(酒酔い運転)有の交通事故件数(フロー)		1	2	1	2	3	2	0	4	1	3	1	2	100.0%	20.0%		警察庁 国土交通省	
		事業用自動車(第1当事者)の法令違反(酒酔い運転)有の交通事故死者数(フロー)		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-		警察庁 国土交通省
3 (4)イ	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の法令違反(酒酔い運転)有の交通事故重傷者数(フロー)		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	-		警察庁 国土交通省	
																				警察庁 国土交通省

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

評価府省庁	内容(事例等)
国土交通省	令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価
国土交通省	・「第2回交通安全対策に関する関係関係会議」で決定された、通学路等における交通安全の確保と飲酒運転の根絶を柱とした緊急対策を踏まえ、運送事業者に対してアンケートを実施し、運送事業者独自の取組について情報収集し、優良取組事例を抽出してヒアリングを行う等、詳細な調査を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで好事例の横展開を図った。
国土交通省	・アルコール依存症に関する有識者の専門的知見や他分野における教育資料における教育資料について情報収集し、運送事業者がアルコール依存症に關して理解を深め、飲酒傾向の強い運転者に対して適切な指導・監督が実施できるよう、実施マニュアルにアルコール依存症関係の記載を拡充するとともに、運送事業者が運転者の飲酒傾向を把握し、医療機関での治療などを含め、適切に対策を進めていくために知っておくべき内容を取組む際の手順を具体的に示した飲酒運転防止マニュアルを作成した。

実施名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ウ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進

計画に記載されている概要

ASV 装置や運行管理に資する機器等の普及促進
・自動車や車載機器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及
・運行管理に利用可能な ICT 技術の開発・普及

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1	年・年度	備考	担当府省庁
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3				
3 (4) ウ	インフラ	国土交通省の予算 事故防止対策支援推進事業	百万円	782	811	1,077	1,008	1,000	1,024	1,140	947	990	874	853	879	1,334	52.6%	9.1%	国土交通省
	アウトプット	自動車や車載機器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムを導入する事業者数(ストック)	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省
	1次アウトカム	収集したデータをもとに対策を講じている事業者の割合(ストック)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省
		事業用自動車(第1当事者)の交通事故件数(フロー)	件	49,087	45,347	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	27,884	21,871	22,027	23,260	23,606	7.9%	-14.5%	警察庁 国土交通省
	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の交通事故死者数(フロー)	人	451	467	434	421	403	363	353	337	333	257	249	228	271	5.4%	-19.3%	警察庁 国土交通省
		事業用自動車(第1当事者)の交通事故重傷者数(フロー)	人	2,964	2,726	2,577	2,498	2,311	2,226	2,301	2,204	2,235	1,715	1,883	1,872	2,051	19.6%	-5.7%	警察庁 国土交通省

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策	○	運送事業者に対し、ASV 装置や運行管理に資する機器等の導入を促進

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価

・運行管理に資する機器等を活用した運転者への指導監督の取組を促進するため、自動車運送事業者における機器の導入経費に対する補助制度を設けており、引き続き、導入補助を実施する。

評価府省庁
国土交通省

施策名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 工 超高齢社会におけるユニバーサルサーバス連携強化を踏まえた事故の防止対策

計画に記載されている概要

・乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組の実施
・高齢運転者による事故防止対策の推進

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標		実績データ												増減率(%)		備考	担当府省庁	
		種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2→R5注			H30→R2→R5注
3(4)工	高齢者・歩行者・自転車・生活道路	インフラ	国土交通省の予算被害者保護増進等事業委託費	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	20	20	-	-	予算の内 数 H23～R2 はデータなし	国土交通省
		アウトブツ	乗客等に対する車内事故の危険性についての周知の実施回数(フロー)	回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	国土交通省
		アウトカム	車いす未固定による危険性や車いす種類毎の固定方法等の理解を促すための運転者教育の実施回数(フロー)	回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	国土交通省
		1次アウトカム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	データなし	国土交通省
		2次アウトカム	乗合バスにおける車内事故件数(フロー)	件	738	661	575	552	490	394	412	352	318	264	303	246	265	0.4%	-12.8%	国土交通省
			乗合バスにおける車いす使用者に関する車内事故件数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	確認評価指標に 特化した統計は 行っていない	国土交通省

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
<ul style="list-style-type: none"> 事業者による優良取組事例を運送業界内に横展開することで、他事業者でも取組を実施する際の参考とされるよう、運転者に対する指導やバス利用者や一般ドライバーに対する働きかけの内容、運転者をサポートする機器について調査。 路線バスでの車内事故件数を低減するため、政府広報により、車内事故の傾向や原因を解説し、事故防止のポイントを紹介。当該動画内では、バス運転者や利用者に対する呼びかけに加え、一般ドライバーに対する呼びかけも実施。また、バス車内における転倒事故防止の啓発イベントを開催し、バスの安全な乗り方を体験できるコーナーなどを開設した。 （公財）交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、車いすの種類と特徴、固定のポイント、対応の一連の流れについて解説した動画を作成。 	国土交通省 国土交通省 国土交通省	
備考		記入府省庁
① 標記評価指標に特化した統計は行っていないが、車内事故防止のポイントを紹介する政府広報の実施や、車いすを固定する際のポイント等を解説した動画を国土交通省Webページに掲載する等の取組を行っている。	国土交通省	

3. 安全運転の確保 (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 事業態様の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

計画に記載されている概要

・特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組の実施、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化の検討・実施
 ・乗客の死傷事故防止を図るためフォローアップ

第11次計画における位置付け	重積すべき視点 高齢者 歩行者 自転車 自動車	評価指標		実績データ												増減率(%) R2→R5注 R3→R5注 H30→R5注	年・年度	備考	担当府省庁
		種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				
3(4)オ	インプット	国土交通省の予算 自動車事故対策調査推進事業	百万円	31	31	32	19	19	15	15	15	16	17	16	14	-26.3%	予算の内 年度数	国土交通省	
		運転者教育の実施回数(フロア)	回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	国土交通省	
	アウトプット	運転者教育の参加者数(フロア)	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	国土交通省	
	1次アウトカム	運転者教育の受講者の交通安全意識(フロア)	件	49,087	45,347	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	27,884	21,871	23,260	23,606	7.9%	標記評価指標に 特化した統計は 行っていない	警察庁 国土交通省	
2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の 交通事故件数(フロア)	人	451	467	434	421	403	363	353	337	333	257	228	271	5.4%	-	警察庁 国土交通省		
	事業用自動車(第1当事者)の 交通事故死者数(フロア)	人	2,964	2,726	2,577	2,498	2,311	2,226	2,301	2,204	2,235	1,715	1,872	2,051	19.6%	-	警察庁 国土交通省		

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策		

評価府省庁
国土交通省
国土交通省
国土交通省

記入府省庁
国土交通省

①標記評価指標に特化した統計は行っていないが、運転者に対する指導・監督マニュアルの改定等を随時行っている。

施策名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 力 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

計画に記載されている概要

・事業用自動車事故調査委員会における組織的・構造的・構造的・構造的の問題の更なる解明を含めた原因分析・再発防止策の提言 等

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%)		備考	担当府省庁	
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			R2→R5 注
3 (4) 力	高齢者・歩行者・自転車利用者・生活道路	インプット	国土交通省の予算 事業用自動車の重大事故に関 する事故調査等機能の強化	百万円	-	-	-	58	60	59	67	63	57	57	57	125	119.3%	27.8%	H26から委 員会を実 施	国土交通省
		アウトプット	事業用自動車事故調査委員会 の開催回数(フロア)	回	-	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0.0%	0.0%	H26から委 員会を実 施
3 (4) 力	1次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の 交通事件数(フロア)	件	49,087	45,347	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	27,884	21,871	22,027	23,260	23,606	7.9%	-35.0%	H26から委 員会を実 施	国土交通省
		事業用自動車(第1当事者)の 交通死者数(フロア)	人	451	467	434	421	403	363	353	337	333	257	249	228	271	23,606	-14.5%	-	警察庁 国土交通省
3 (4) 力	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の 交通重傷者数(フロア)	人	2,964	2,726	2,577	2,498	2,311	2,226	2,301	2,204	2,235	1,715	1,883	1,872	2,051	19.6%	-5.7%	-	警察庁 国土交通省
		事業用自動車(第1当事者)の 交通重傷者数(フロア)	人	2,964	2,726	2,577	2,498	2,311	2,226	2,301	2,204	2,235	1,715	1,883	1,872	2,051	2,051	-5.7%	-	警察庁 国土交通省

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価

・事業用自動車事故調査委員会は、人間工学、労働科学、健康医学、自動車工学、道路工学、交通工学、社会学、法学等、非常に幅広い見地から、多面的・科学的な分析を行い、これまでに53件の事故について、その分析結果や再発防止策等を報告書として公表することで、「事故の背景にある組織的・構造的・構造的の問題の更なる解明」や「より客観的で質の高い再発防止策の提言」等の社会的要望に応えてきたところである。今後も引き続き上記の社会的要望に応えるために、これまでに以上に多面的・科学的な分析を行い、客観的で質の高い再発防止策の提言を行っていく。

実施名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

計画に記載されている概要

・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底
・「睡眠時呼吸器症候群・脳血管疾患・心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病についての、対策ガイドライン」の周知徹底
・スクリーニング検査の普及の促進

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1	年・年度	備考	担当府省庁
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3				
3 (4)キ	インプット	国土交通省の予算 健康起因事故防止対策の促進に係る予算	百万円	-	-	-	-	10	20	20	46	40	55	55	207	417.5%	199.1%	H28から取り組みを開始	国土交通省
	アウトプット	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」や対策ガイドラインを認知している事業者の割合(スタック)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	国土交通省
	1次アウトカム	スクリーニング検査を実施している事業者の割合(ストック)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	②	国土交通省
3 (4)キ	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の交通事故件数(フロー)	件	49,087	45,347	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	27,884	21,871	22,027	23,260	23,606	7.9%	-14.5%	警察庁 国土交通省
	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の交通事故死者数(フロー)	人	451	467	434	421	403	363	353	337	333	257	249	228	271	5.4%	-19.3%	警察庁 国土交通省
3 (4)キ	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の交通事故重傷者数(フロー)	人	2,964	2,726	2,577	2,498	2,311	2,226	2,301	2,204	2,235	1,715	1,883	1,872	2,051	19.6%	-5.7%	警察庁 国土交通省

注1: 評価指標の単位が「%」の場合は、「%」の差「%pt」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
健康起因事故防止のため、脳疾患の早期発見に有効とされるスクリーニング検査に積極的に取り組みたいと考えている事業者の中からモニター事業者を選定し、脳血管疾患対策ガイドラインに沿って、モニター事業者の運転者がスクリーニング検査を受診。脳健診の受診結果やその後の脳血管疾患の発症や治療の有無、勤務制限状況などについて調査を実施した。	国土交通省	国土交通省
令和4年3月、睡眠時無呼吸症候群が関わる事故の発生状況を把握するため、自動車事故報告規則等の取扱い要領を一部改正。また、同月、自動車運送事業者に対し、視野障害に関する運転リスク及び眼科健診の受診や治療継続の必要性について周知するため、運転者の視野障害が原因となる事故の抑止に向けて事業者が取り組みへき内容をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を令和4年3月に策定した。	国土交通省	国土交通省

備考	記入府省庁
<p>①複数のマニュアル、ガイドラインが存在しているところ、それぞれ値は異なるが、各マニュアル・ガイドラインの認知度は概ね8割を超えている。</p> <p>②複数のスクリーニング検査について調査を行ったところ、モード及び検査ごとに受診率の値に差が生じており、例えばバス事業者における睡眠時無呼吸症候群や脳血管疾患のスクリーニング検査の受診率は5～7割に達しているが、視野障害のスクリーニング検査の受診率は1割程度である。</p>	<p>国土交通省 国土交通省</p>

施策名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

計画に記載されている概要

・飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査の徹底
・関係機関合同による監査・監督・不適切な事業者に対する厳正な処分の実施、ITを活用した効率的・効果的な監査・監督の実施
・空港等のバス発着場を中心とした街頭検査等を活用しつつ、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態の把握
・過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標		実績データ												増減率(%) 注1	年・年度	備考	担当府省庁
		種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				
3 (4)ク	インプット	国土交通省の予算 自動車運送事業監査関係予算	百万円	32	29	32	37	38	38	40	40	41	39	39	37	-5.1%	-5.0%	国土交通省	
	アウトプット	重大事故を引き起こした事業者 及び新規参入事業者等に対する 監査の実施率(フロー)	%	92%	93%	86%	89%	80%	81%	80%	79%	74%	55%	62%	61%	6.0pt	-6.7pt	国土交通省	
	1次アウトカム	監査を受けて改善した事業者 の割合(フロー)	%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.0%	99.0%	99.6%	99.0%	99.0%	99.0%	99.6%	0.6pt	0.4pt	国土交通省	
	2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の 交通事故件数(フロー)	件	49,087	45,347	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	27,884	21,871	22,027	23,260	7.9%	-14.5%	警察庁 国土交通省	
		事業用自動車(第1当事者)の 交通事故死者数(フロー)	人	451	467	434	421	403	363	353	337	333	257	249	271	5.4%	-19.3%	警察庁 国土交通省	
		事業用自動車(第1当事者)の 交通事故重傷者数(フロー)	人	2,964	2,726	2,577	2,498	2,311	2,226	2,301	2,204	2,235	1,715	1,883	2,051	19.6%	-5.7%	警察庁 国土交通省	

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価			評価府省庁
・自動車運送事業者における関係法令の遵守及び適切な運行管理等の徹底を図るため、悪質な法令違反を犯した事業者に対する監査の徹底や、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施した。			国土交通省
・厚生労働省と合同監査を令和4年は108件実施し、不適切な事業者に対する厳正な処分の実施した。さらに、効果的・効果的な監査を実施するためにモバイルPC、タブレット、モバイルレターを導入した。			国土交通省
・観光施設や空港等のバス発着場を中心とした街頭監査は、令和5年度には102回実施し、829回に対して実施した。これに加え、貸切バスについては、運行中の休憩時間の確保等の法令遵守状況を確保する「覆面添乗調査」を実施した。			国土交通省
・トラックは地方貨物自動車運送適正化事業実施機関、貸切バスは適正化事業実施機関が、法令遵守状況について巡回指導を行っている。			国土交通省

施策名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

計画に記載されている概要

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%)	備考	担当府省庁			
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3				R4	R5	R2→R5注
3(4)ケ	歩行者 自転車 歩行者 生活道路	インプット	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当する 国交省予 算なし	国土交通省
		アウトプット	Gマークの啓発活動の実施回数(フロー)	回	-	-	-	-	11	64	264	198	230	267	288	315	37.0%	25.7%	トトラック協会による実施(H27以前は確認できず)	国土交通省	
3(4)ケ	高年齢者 高齢者	1次アウトカム	Gマーク認定事業所数(ストック)	事業所	17,115	18,107	19,238	20,989	22,242	23,271	24,319	25,227	25,948	26,940	28,026	28,895	7.3%	9.6%		国土交通省	
		2次アウトカム	事業用貨物自動車(第1当事業者)の交通事故件数(フロー)	件	24,865	23,539	22,462	21,564	19,825	18,254	17,986	17,396	15,606	14,031	14,382	14,112	4.5%	-8.6%		警察庁 国土交通省	
3(4)ケ	高齢者 歩行者 歩行者	1次アウトカム	事業用貨物自動車(第1当事業者)による交通事故死者数(フロー)	人	387	405	376	361	337	287	299	273	271	231	229	229	-0.9%	-15.0%		警察庁 国土交通省	
		2次アウトカム	事業用貨物自動車(第1当事業者)による交通事故重傷者数(フロー)	人	1,817	1,646	1,586	1,562	1,406	1,321	1,391	1,371	1,318	1,282	1,233	1,303	18.1%	0.7%		警察庁 国土交通省	

注:「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価		評価府省庁
毎年、トラック運送事業者より全日本トラック協会(以下、全ト協)へGマーク申請がなされ、全ト協にて安全性を評価し、認定している。全ト協の公表に合わせ国土交通省でも公表している。また、トラック協会適正化実施機関における巡回指導ではトラック運送事業者に対する改善指導に加え、適正な事業経営の参考となる情報提供、優良事業所の事例なども紹介している。		国土交通省
Gマークを広く普及させる啓発活動を実施することにより、安全性の高いトラック運送事業者を選び、結果、交通事故件数減少に資すると考えられる。		国土交通省

3. 安全運転の確保
(6) 道路交通に関連する情報の充実
イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

計画に記載されている概要

第11次計画における位置付け	重視すべき視点	評価指標	実績データ													増減率(%) 注1		年・年度	備考	担当府省庁		
			種類・名称	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5				R2→R5 注2	H30→R2→R5 注2
					実績データ																	
3 (6) イ	歩行者・高齢者・子供・自転車・生活者	インフラ	国土交通省の予算 国際海上コンテナトレーラーに 係る事故防止対策推進事業	百万円	28	27	23	20	6	4	4	4	3	4	6	6	6	50.0%	63.6%	年度		国土交通省
		アウトプット	安全対策会議等の開催回数 (フロー)	回	-	-	7	4	3	4	4	4	5	1	5	2	4	300.0%	10.0%	年度		国土交通省
3 (6) イ	歩行者・高齢者・子供・自転車・生活者	1次アウトカム	ガイドラインの遵守度、行動変容 (ストック)	%	-	-	79%	-	92%	-	-	83%	85%	-	86%	87%	-	3.3ppt	年度①		国土交通省	
		2次アウトカム	国際海上コンテナの陸上輸送 中の横転事故等(転覆・転落) 件数(フロー)	件	11	9	12	20	10	9	10	11	8	5	13	10	10	100.0%	37.5%	年度		国土交通省
3 (6) イ	歩行者・高齢者・子供・自転車・生活者	1次アウトカム	国際海上コンテナの陸上輸送 中の横転事故等(転覆・転落) 死者数(フロー)	人	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0%	-	年度		国土交通省
		2次アウトカム	国際海上コンテナの陸上輸送 中の横転事故等(転覆・転落) 重傷者数(フロー)	人	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	3	3	1	-50.0%	75.0%	年度		国土交通省

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2: 「R2→R5」は令和2年(度)に対する令和5年(度)の増減割合、「H30→R2→R3→R5」は平成30年～令和2年(度)の平均に対する令和3年～令和5年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域一体の対策		

令和3年度から令和5年度までに行った施策を踏まえた評価

・毎年度、荷主や運送事業者等の関連団体が参画する「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議」を実施し、国際海上コンテナの輸送に係る安全対策について検討を行うとともに、安全輸送のためのガイドラインやマニュアルの周知に取り組んだ。しかし、依然として年間の事故件数は10件程度で推移しており、今後も安全輸送の対策に取り組む必要がある。

備考

①「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」のトラック事業者(平成27年度はトラック運転者)に対する周知状況について、国土交通省が実施した調査による(平成29年度は荷主に対する調査を行ったため、トラック事業者に対する調査は実施していない)。

評価府省庁	国土交通省
記入府省庁	国土交通省